

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (2 4 . 4 定)			
日 時	平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 3 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、鈴木副委員長、秋元・安齋・川畑・松田・酒井・ 上野・山口各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部・水道局・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、 消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、上野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、吹田委員が安斎委員に、小貫委員が川畑委員に、高橋委員が松田委員に、林下委員が山口委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○松田委員

先日に引き続き、代表質問での御答弁につきまして、再確認を含めて質問します。

◎高校生の就職内定率について

最初に、代表質問にはなかった質問ですけれども、高校生の就職内定率についてお聞きいたします。

雇用問題は、市にとって大変重要な問題であり、特に若者の雇用がどうなっているかというのは、私たち、また市民にとっても大変関心のある問題です。

文部科学省の調査によれば、就職を希望する来春卒業予定の高校生の就職内定率は、10月末現在、60.9パーセントで、3年連続の上昇になりました。北海道も42.8パーセントで、これも3年連続の上昇でしたが、都道府県別で比較すると、最下位の沖縄県に次いで北海道は低かったと聞いております。

それでは、小樽管内の状況はどのようになっているのか、昨年同期と比較してお聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）商業労政課長

小樽管内の10月末の高校生の就職内定率につきましては、40.1パーセントとなっております。昨年同期は32.5パーセントでしたので、7.6パーセントの上昇ということになっております。

○松田委員

今年度の状況はまだ把握できていないと思っておりますが、平成23年度の実績で結構ですので、やはり地元企業にどれだけ就職したかということも、皆さん大変関心のあることだと思いますので、地元企業への就職はどうなっているか、どのくらいおられたのか、業種別でお聞かせいただきたいと思っております。また、これは一昨年と比較し、お聞かせ願いたいと思っております。

○（産業港湾）商業労政課長

来年3月の卒業生については、まだ調査しておりません。あと、市内企業への就職の割合は出しているのですが、業種別までは出しておりませんので、割合で答えさせていただきますが、平成24年3月に卒業した就職内定者のうち、市内の事業所へ就職した割合は43パーセントになっております。23年3月卒と比べますと、3.1パーセントの減少ということになっております。

○松田委員

ここで一番問題なのは、せっかく就職したのに、離職してしまうケースが多いという実態であると聞いております。

平成23年度小樽市労働実態調査では、早期離職者がどういうふうになっているかという項目もあるようですので、昨年の新規学卒者として就職した者のうち、1年未満で離職した人数を押さえていたらお聞かせください。

○(産業港湾) 商業労政課長

平成23年度小樽市労働実態調査によりますと、回答があった事業所が265事業所になりますので、その回答結果で答弁いたします。21年度から23年度までの間に新規学卒者を採用した事業所で、採用後1年以内に離職者がいた割合につきましては、全体の24.5パーセントにおいて離職者がいたという回答になっています。

その内訳につきましては、高卒で47名、専門学校・短大卒で27名、大卒で9名、合計83名が、新卒で入ったけれども1年以内にやめたという3年間の数字ということになっております。

○松田委員

今、このような結果を聞きまして、大体4分の1くらいで1年以内に離職しているという状況ですけれども、この結果について、理由等を分析等していただければお聞かせ願いたいと思います。

○(産業港湾) 商業労政課長

この早期離職の理由につきましては、直接どういった理由でやめたかというような調査をしておりませんので、はっきりしたものはなかなか答えにくい部分ではあるのですが、当然いろいろな理由がそれぞれあると思います。ふだん高校の進路指導の教員や企業と意見交換などを行っている中では、実際に入ってみただけでも自分のイメージと違っていたとか、職場の人間関係、コミュニケーションがとれないということもあるでしょうし、単純に仕事が思ったよりきつくてやめてしまったとか、あと、最近よく聞くのは、就職活動をしているときもそうなのですが、保護者から自分の好きな仕事がなければしばらく家にいて探してごらんというようなことを言われる方も多くなってきていると聞いておりますので、そういった本人ごとの理由や、家庭ごとの理由みたいなものが多いというような感じではあります。

○松田委員

今の理由をお聞かせいただいたときに、本人の要因もあるのでしょうけれども、保護者が自分に合わないのだとらと容認している部分があり、その部分に少し驚きました。

それで、新規高等学校卒業者雇用奨励金事業が昨年まで行われていましたけれども、市としてもそれにかわっていろいろと雇用対策を練っているようですが、今後どのような雇用対策、特に若者の雇用対策を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○(産業港湾) 商業労政課長

今後の雇用対策の考え方ということで、今、いろいろと答弁させていただいた早期離職者を含めてということになりますけれども、やはり早いうちから高校生に対して、特に高校1、2年生から、仕事に対する考え方や、社会人になってからの心構えみたいなものを醸成させて、高校3年生の就職活動に向かっていくということが必要だと思っております。例えば、本年、私どもが事務局をしております小樽市雇用促進協会で、新入社員研修を新規事業で行っています。これは市内の事業所に新卒で入った新入社員を対象にして、新入社員研修を7月とか6月にやることで、早期離職を防止するという意味合いも込めて行っております。

また、今、実際にやっております高校生就職スキルアップ支援事業や、企業説明会、企業見学会といったことを高校の進路指導の教員や、当然ハローワーク、それから後志教育局などの関係機関とも連携しながら、今、申し上げました、早いうちからプレキャリア教育みたいなものを行って、早いうちに仕事に対する心構え、社会人の厳しさなどをわかっていただいて、人材育成といいますか、早期離職も含めた雇用対策を実施してまいりたいと考えております。

○松田委員

先ほどの数字は、10月末現在で40パーセントということですので、今後、就職内定率は増えていくと思っておりますけれども、先ほども言いましたとおり、雇用問題は大変重要な問題ですし、小樽にとっても経済対策は本当に重要なことだと思っておりますので、これからのいろいろな雇用対策に向けて御努力いただきたいと思います。

◎空き家対策について

次に、空き家対策についてお聞きします。

代表質問で質問させていただいたことの確認になりますけれども、空き家条例については、モデル条例の素案が示されたと、この間、御答弁いただきました。

それでは、このモデル条例の素案がどのような内容だったのかお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

後志総合振興局の廃屋・空き家対策検討会で提示されたモデル条例についてですが、まだ素案の段階でございます。これから修正が加わります。そういった中で説明しますと、全体で16の条文から構成されております。条例の内容といたしましては、空き家の適正な管理を目指すもので、管理不全の空き家に対しては助言、指導、勧告などができるものになっております。また、それに応じない者につきましては、命令や公表、行政代執行ができる内容が盛り込まれています。

○松田委員

今、内容を示していただきましたけれども、市はその素案を基に、条例化に向けて、今後、小樽市にとってどのようにということでも検討していくと思います。庁内の検討作業を今後どのように進めるのか、方向性についてお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

市といたしましても、市民の安全・安心を確保するという観点が重要であると考えているところでございますので、今、申し上げた後志の検討会の中でも検討されております空き家の適正管理、強制的な撤去ということになりますけれども、行政代執行といった部分がやはり大きなポイントの一つになると考えておりますので、そういった方向性を持ちながら検討を進めてまいりたいと考えております。

ただ、行政代執行につきましては、その対象とする廃屋というか、空き家の基準、行った場合の費用の徴収といった懸念のほか、大前提として個人の所有物であるというところがありますので、慎重に検討しなければならないと考えてございます。

○松田委員

これから検討していくということですが、小樽市として条例化は大体いつごろ、めどというのですか、年度内という、その素案をやっていくということで、条例化に向けてのめどはどのようなふうを考えているのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

条例化の前に、今後、検討を進めてまいりますけれども、後志のモデル条例が今年度中にでき上がるということでも聞いてございますので、市といたしましても、そういうものを考えながら、今年度内には条例の制定について判断してまいりたいと考えてございます。

○松田委員

前からも言っていますけれども、この空き家・廃屋問題は、どこの市でも本当に頭を悩ませていることであります。条例ができたからすぐに解決する問題ではないですし、高齢化が進めば廃屋や空き家も目立ってくるという状況だと思いますが、ともあれ条例化に向けて御検討いただきたいと思います。

◎スクールカウンセラーについて

次に、スクールカウンセラーについて質問させていただきます。

先日の代表質問で、カウンセリングを受ける場所についてプライバシーが配慮されているかどうかという質問に対しましては、相談室など個室を用意しているので大丈夫だという御答弁をいただきましたけれども、相談室という表示があれば、カウンセリングを受けていることがわかるのではないかと思います。この点についてはいか

がでしょうか。

○(教育)指導室石山主幹

カウンセリングを受ける場所についてのお尋ねでございますが、さきの代表質問でも答弁いたしましたように、また、委員もおっしゃったように、個室を用意して、相談室という形で各学校に設置しております。相談室を利用するのは、その学校の生徒、職員、保護者等ですので、表示の有無にかかわらず、そこが相談室だということは多くの方々に認知されている場所であると思います。特別に離れている場所ではなく、いわゆる余裕教室を活用して、校内に相談室を設けておりますので、だれもが通る場所といえますか、そういうところには確かにあります。相談がある者については、自由に出入りができる面もやはりありますので、そういう子供たちが行きやすい場所に設置しているというのが現状であります。

ただ、そこに入っている者の出入りについて、周りの人間に見られないようにということは、現状としてはなかなか難しいものがありますが、あくまでも相談内容についてプライバシーを保つという観点でやっておりますので、中をのぞけないように仕切りを置く、入り口にカーテンを引くというようなこと、要するにその相談者が何を相談しているか知られたくない場合については、そういう配慮ができるような構造にはなっております。

○松田委員

その相談室ですけれども、スクールカウンセラーは、相談があるときだけその学校に行くのか、また、あってもなくてもこの日はこの学校の担当だということで行くのでしょうか。また、相談時間は、放課後に行うのか、そういった点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○(教育)指導室石山主幹

スクールカウンセラーの相談時間等についてのお尋ねでございますが、これもさきの代表質問で答弁したとおり、おおむねスクールカウンセラーについては、週に2回、同じ学校ではなく違う学校に行くということですので、あらかじめ何月何日何曜日に何時から何時までの間、スクールカウンセラーが来ることは周知されているところであります。スクールカウンセラーは、委員がおっしゃったとおり、相談室に常駐している状態でございます。そういう中で相談を行っているということでもあります。

また、その時間については、いつかという、6時間その校内にいますが、事実上、授業時間にスクールカウンセラーに相談することは、なかなか難しいというか、例は少ないというふうに押さえております。多くは休み時間、放課後といった時間帯にもスクールカウンセラーが常駐できるような、そういう時間帯で設定してやっております。事実上、そういう時間帯に生徒は相談することになります。保護者については、教職員もそうですが、そういうことにかかわらず都合のいい時間帯に相談を行っているということでございます。

○松田委員

代表質問では、スクールカウンセラーは、主に中学校の生徒及び保護者、教職員へのカウンセリングや助言を行っているけれども、必要に応じて小学生にも活用することになっていると御答弁いただきましたが、平成23年度に小学校での活用はありましたか。

○(教育)指導室石山主幹

小学校でのスクールカウンセラーの活用についてでございますが、相談回数ということで話させていただきますと、平成23年度には64回の利用があったと押さえております。

小学校での活用の主な中身なのですが、小学生でございますので、具体的な相談という形でない場合も多くあります。中には、体の調子がちょっと悪いのだという訴え、そういうことを言ってきたり、また発達障害のかかわりがございまして、母親が子供に勧めて子供が相談に来るといった事例もございました。それから、多くの場合は、休み時間に何げなく寄るといえるのですか、その中で何か日常的な自分の気持ちを話すという場合がほとんどでございます。

○松田委員

スクールカウンセラーと他の関係機関との連携についても聞きましたところ、相談内容によっては児童相談所や医療機関などを紹介することもあるという御答弁をいただきました。

スクールカウンセラーの対応だけでは足りずに、他の関係機関、先ほど言った児童相談所や医療機関などを紹介したケースはあったのかについてもお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室石山主幹

スクールカウンセラーと他の関係機関との連携についてのお尋ねでございますが、個別のケースについて具体的に話すのは差し支えがありますが、状況によっては医療機関に相談したり、道の機関なのですが、特別支援教育センターというのがございます。そういう中で、発達障害のお悩みなどについては、そちらに紹介するといったことが具体的な連携の例でございます。

○松田委員

スクールカウンセラーの担当部署は指導室になっておりますけれども、平成23年度事務執行状況説明書によれば、教育研究所の項目に教育相談というところがありまして、32件、41回とありました。この教育相談は、スクールカウンセラーも含むのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

教育研究所における教育相談についての御質問でございますが、教育研究所の教育相談とスクールカウンセラーの相談は別のものでございます。

教育研究所では、これは広く周知しているところですが、電話相談を9時から17時までということで、それにつきましては実際に所員が対応しています。それ以外は録音という形で、いろいろな相談に対応しております。ただ、相談の中には、似たような相談をいただいております。そのものによっては、指導室に報告をいただきまして、指導室から学校に知らせるべきことは知らせるなど、そういうかわりを持っているということで、いろいろな窓口を設けながら、市民や児童・生徒、保護者の教育にかかわるいろいろな声を承り、対応しているという取組でございます。

○松田委員

◎小樽市学校保健会の講演会について

次に、先日、小樽市学校保健会設立50周年記念ということで記念講演会が開催されまして、そこでは札幌こころの診療所院長の中野育子氏を講師として、最近の児童精神科診療所事情と題して講演会が行われたと聞いております。その案内文には、「子供の抱える健康問題は、心理的問題にとどまらず精神医療を必要とする問題が数多く含まれています」と記載されておりました。

そこで、記載は学校保健会となっておりますけれども、この学校保健会はどういったところなのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育課長

小樽市学校保健会についてであります。この会は、学校保健関係団体が相互に連携し、学校保健の向上に寄与することを目的としております。関係団体として、小樽市医師会、小樽市歯科医師会、小樽薬剤師会、保健所、幼稚園から高校までの学校保健関係者20団体から構成されております。

この会の活動としましては、感染症による出席停止に係る取扱い、学校保健に関する講演会、会報誌の発行などの事業を行っております。

○松田委員

この講演会は、最近の児童精神科診療所事情という題名でありましたけれども、こういう内容で開催されたということは、小樽市の児童・生徒の中にも精神科受診の児童・生徒がいるということでしょうか。

○（教育）学校教育課長

児童・生徒が精神科を受診していたかどうかについては、具体的な調査をしておりませんので、その辺の実態の詳細は把握してございません。

○教育部長

小樽市学校保健会の講演会は年に 1 回行われていますけれども、そのテーマにつきましては、その時期、時代を反映した学校教育にかかわるテーマ、例えば覚醒剤の話や、学習障害を持つ子供たちの話など、その時代に合ったテーマということで、学校保健会の委員会の中で選定して、今回は 50 周年ということで、札幌から講師を招いて、子供をめぐる情勢の一つということで御講演をいただいたということでございます。

○松田委員

人間は一人だからといって孤独ではなく、たとえ大勢いたとしても触れ合いがなければ一人でいる以上に孤独を感じるというふうに言います。代表質問で取り上げたエピソードにあるように、学年を越えた児童・生徒の交流を図っていくことも非常に大事ではないかと思えます。

教育長の御答弁でも、未然防止が大事だ、条例うんぬんよりも、いかにして未然に防いでいくかが大事であると御答弁されておりました。いじめ問題というのは、一朝一夕に解決できる問題ではありませんけれども、また、問題解決にいろいろと御苦労されると思いますが、今後ともよろしく願います。

○秋元委員

◎手宮公園桜再生プロジェクトについて

初めに、公園の維持・管理についてですが、以前から山口委員が手宮公園の管理について質問されておりまして、手宮公園桜再生プロジェクトにかかわっていた中学校の P T A 会長を当時させていただいておりました。当時から非常に心配してきたことが実際にそうなりつつあるということで、考えていなかったのですけれども、今日若干確認させていただきたいのですが、当時から、実は保護者の一部の中で、樹木医に対しての不信がありました。というのは、たしか市立小樽文学館・美術館のポプラの伐採に関連して、安全であると判断した樹木医でありまして、そのことを知っている保護者から、子供たちがそういう場にかかわって大丈夫なのだろうかというお話がありました。私がお話を知ったのは事業が始まる寸前ぐらいで、校長ともいろいろと話しましたが、そこでとめるわけにもいかないということで、実は見ていた経過がありました。

その中で、今定例会、山口委員から、公園の樹木の管理について、学生が穴を掘って土壌改良などを行っていることで、穴がそのまま放置されているというお話がありまして、私も知りませんでしたけれども、たぶん学生が知れば非常に傷つくことですので、非常に心配することでありまして、たしか北海道社会福祉協議会からも一部補助金をいただいて、ここの学生が小樽市社会福祉協議会で活動の報告をされておりましたが、私もそのグループにいましたし、上野委員もたしか小樽青年会議所の代表としてそのグループにいましたけれども、本当に子供たちは一生懸命やっている中でのことでしたから、非常に残念に思ったのです。たしか、私が聞く中では、この樹木医は毎回その作業について指導していなかったというような話を聞いていたのですけれども、この辺はどのような内容、状況だったのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

当時の詳しいことはわかりませんが、今年に関して言えば、そういう経過があって、ある中学校の皆さんを指導したと。それで、今春になって、指導をやめましたということで、私どもとしては、今年度、その中学校の皆さんのそういった行為が行われていることを実は知りませんでした。それで、通常であれば、いろいろな行為をするときに行為の届出というのが出てきますので、そういった中で確認することができるのですけれども、遠足などのときにも皆さん出されていますので、学校も当然わかっているとは思ったのですが、たまたま教員の話では、

昨年からやっているので一連のものだというようなことであります。それは、いずれにしても行き違いがあったのだと思います。

いずれにしても、手宮公園のいろいろな管理については、十分ではない部分もございまして、その辺については、クリを植えていただいたり桜を植えていただいたり、あるいは今回のその中学校の皆さんなどの多くのボランティアに支えられて、フォローしてもらっているという経過がございますので、今後、そういう打合せについては、今までもやっていますけれども、さらに十分にやっていきたいと思っております。

○秋元委員

樹木医が指導を終えられるという御答弁でしたけれども、最後にこれまでの事業の報告といったものは市に何かあったのですか。

○（建設）公園緑地課長

私としては受けておりません。

○秋元委員

今日は突然の質問で、私も十分に調べきれていない部分がありますけれども、本当にいいかげんで、その相手方に対して、非常に頭に來ています。今後、その樹木医と連絡をとって、その事業の内容や終わるに当たっての報告みたいなものを受ける考えはあるのでしょうか。

（「金を取ってやっていますからね、あの人は。責任を果たしたかどうかだよな。そこをチェックしなければだめだ」と呼ぶ者あり）

○建設部長

公園の中の行為というのは、一時的に私どもが報告を受けて、そして許可をする。その時点で、残りは後を見て終わるといふ形になります。それ以外に、特に成果等の報告を受けるということはありませんけれども、どういった形になっているのかというのは、もう少し調査しないと、私どももわかっていないものですから、もう少し関係者と話して、そういった報告があれば受けたいと思っております。

○秋元委員

ぜひ報告いただきたいと思うのと、以前に、前の公園緑地課長にも話したのですが、しっかりと市の方向性を持って公園の管理を行わないと、結局、善意でボランティアなどが公園の管理を手伝いたいといっても、いろいろなものをそのまま受け入れるのですかということなのです。それで、後で問題になったときに、必ず作業に当たった学生がいろいろと言われることになるから、しっかりと市の方向性を出したほうがいいのではないですかという話を以前からさせていただいております。

今回、私も知りませんでしたけれども、その樹木医も報酬をもらってやっているということで、そのまま終わりということにはならないと思っております。私の子供もかかわっていたものですから、ましてや社協の事業の中でも活動報告をして、自分たちがこういうふうに関わってきたことをやっておりました。また、木の一本一本に生徒が名前をつけて管理していたということを聞くと、いかにこの大人がいいかげんかという腹立たしさを非常にふつふつと感じるのです。これは課長や部長に怒っているわけではなくて、その相手方に対して非常に憤りを感じておりますので、ぜひ一度連絡をとり合ってください、どのような事業だったのか、またどういう結果で終了するのか、こういう話は一度聞いていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○建設部長

御指摘がありましたように、公園の管理につきましては、諸般の事情もありまして十分には行き届いていない現状にございます。そうした中で、今おっしゃったように、多くのボランティアの活動で支えられている部分は、大変感謝しております。そうした中で、今、善意で行った行為が、一部の行き違いといったことで不快な思い等につながったということであれば、改善していかなければならないと思っております。今後、こういったことのないよ

うに公園管理に努めて、一度教育委員会ともそういった連携しまして報告を受けるような形をとっていきたいと思っています。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎手宮公園桜再生プロジェクトについて

秋元委員が質問された件については私のほうが詳しいと思いますので、話させていただきますと、この手宮公園桜再生プロジェクトは、中学校がいわゆる総合学習のような形で、資金は小樽市ふるさとまちづくり協働事業に応募されて、3年間行われたのです。

御質問にあった樹木医については、授業を行っているということで謝礼を受け取っておられます。1年目はたしか10万円余りの金額を、これはふるさとまちづくり協働事業の報告書で金額も一緒に出ていますから、何回授業をやって彼にその謝礼として幾ら払ったのかというのは出てくるはずですが。そこまで詳しいことは報告書には載っていないとは思いますが、授業の回数、それに対する謝礼としてどのように支払われたのかということは調べればわかります。要するに、教育委員会とまちづくり推進課の担当者がすり合わせをすればわかることです。ですから、そこをきちんと精査していただいて、何に対する対価としてお支払いになったのか、どういう仕事をその方はされたのかということが重要なことです。

彼は樹木医ですから、ポプラの件でも判定したのです。道の、ある意味では標準木として推奨できるぐらいの立派な木だと、健康な木だとおっしゃっていた木に一番大きな穴があいていて、いつ倒れてもおかしくないような状態だったわけです。目視で診察をされて、その謝礼を樹木医に払っているのです。そもそも、そういう方を採用されたことがおかしいと私は思います。

いずれにしても、生徒が一生懸命行った桜再生プロジェクトが、以前に私が指摘したような、指導が全くされていない、そういう事業だったということが言えるわけです。その責任がだれにあるかといったら、子供にはなくて、大人にあるわけです。だから、担当がしっかりしていれば、そのような事態は起こらないですよ。

今年の分については、穴は埋めていただきました。しかし、以前の分についてはまだ埋まっておりません。それはもうわかりませんからね、もう草が生えてしまっていますから。基本的に草丈は、当然、肥料を入れた穴のところのほうが、肥料があるわけですから伸びますよね。だから、穴があることは、踏んでみないとわかりませんよ。そういう状態になっていますよ、まだ。

せっかくのそのような善意の事業が、そういうふうになってしまった結果は、だれの責任かといったら、生徒の責任ではなくて、申し上げますけれども、それにかかわった大人の責任ですよ。最も責任があるのは、その事業について責任を持って指導された樹木医ではないですか。だから、これまでの事業をぜひ、私は決算でも申し上げましたけれども、絶対検証してほしいと思います。御答弁は要りません。

◎第3号ふ頭及び周辺再開発計画について

次に、港湾計画についてです。

広報おたるに、「『第3号ふ頭及び周辺再開発計画』の策定を進めています」が載っておりました。いろいろと議論されているのだと思います。

いろいろゾーン分けをして、こういう方向で整備を進めたいということが書かれておりました。これはゾーンごとに、ここに書かれているのでおおよそわかりますけれども、今もう少し議論が進んでいると思います。ワークショップを行われていますよね。今まで何回されて、どういう議論が中心だったのかを、できればゾーンごとに、A、B、C、Dゾーンがあるのでありますが、お聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

ワークショップでのこれまでの取組、現段階での検討内容ということで答弁させていただきますが、ワークショップにつきましては、本年 7 月に開催して以来、これまで 8 回開催されております。前段は、私どもから情報提供や参考資料配付等をいろいろとさせていただきまして、その後、この再開発区域を四つのゾーンに分けて、それぞれのゾーン別にどのような機能が必要かということでまず御議論いただきました。

その内容につきましては、今、委員から御指摘がありましたように、広報おたるにも中間報告で、このようなことを行っているということで報告させていただいておりまして、現在は、このゾーン別の導入機能につきましては、具体的な施設、どのような施設をどうやって配置していったらいいのかというような議論を進めております。各ゾーン別にどういう配置計画になっているかということですが、まず、広報おたるにあります A ゾーン、これは第 3 号ふ頭そのものを指しておりますが、このエリアにつきましては、旅客船対応ということで、ターミナルを設置するというで考えてございます。このターミナルにつきましては、なるべく通年で利用ができるようにということで、コンベンションも開催可能な、そういった多様な催し物ができるような機能も備えていこうということで御議論いただいております。

次に、この埠頭内が、例えば、ワークショップの委員も言われていましたが、大通公園のような、いろいろなイベントを開催できるような機能を持ったかどうかという意見が出ておりまして、こういったイベント広場も配置していこうという議論になっております。そのほか、バスの駐車場などを配置していくということで、今、議論を進めていただいております。

次に、今、港湾室庁舎があります基部のほうの B ゾーンと言われているところなのですが、ここについては、現在も観光船の発着場になっておりますけれども、この機能を基本に据え、なおかつ陸上交通のターミナルも併設させて、海陸の交通の結節点にしようという考え方がまずございます。そのほか、水辺を生かした親水公園や散策路も配置したらどうかということになっておりまして、まさに昨日、第 8 回目のワークショップを開催したのですが、その際には、この B ゾーンににぎわいを高めるための何らかの建物をもう一つ、どのようなものかは具体的に議論されていませんが、それが設置できるようなスペースも確保しておいたらいいいのではないかとということで、今、配置計画を進めていただいております。

それと、残りの C ゾーンは小樽地方合同庁舎の周辺になります。現在、観光駐車場としても利用されているところなのですが、ここについては、広報おたるにもありましたとおり、小樽駅から港への眺望を確保するというで、基本的にはオープンスペース的な使い方をしたいということになっております。ただ、特徴的な面としては、第 2 号ふ頭と第 3 号ふ頭の間の岸壁、12 番岸壁と言われていますが、ここを本当に水に触れられるような親水護岸としてつくったらどうかという話が出ております。

最後に、旧合同庁舎跡地、現在、多目的広場として活用している場所ですが、ここについてはスポーツ広場や、子供の遊び場といったものに活用できるよう、施設を配置したらどうかということで、今、検討を進めていただいております。

○山口委員

今、話されたもののうち、まだ議論の途中だと思えますけれども、もしそういうものが行われることになれば、市が直接整備することになるのはどういう施設になりますか。

○（産業港湾）事業課長

整備の方法としていろいろな手法を考えますが、まず、例えば客船ターミナルなど、そういったターミナル機能については、市として整備していく施設になるだろうと考えてございまして、公園や緑地などについても、基本的には市の整備になってくだろうと考えてございまして。

（「まだあるでしょう。B ゾーンはどうするの」と呼ぶ者あり）

先ほどの中で、例えば集客力を高めるための建物といったものもございますが、これについては、どういうもの
がいいのか、これからの議論だと思うのですけれども、例えば民間資本を投入していただいて建てるということも
一つの方法だと思いますが、一応でき上がった施設計画の中で、公共でやるもの、若しくは民間資本を誘導してや
ったらいいものについては、改めて考えていかなければならないと思っております。

○山口委員

いずれにしても、一昨日も話しましたが、要するに将来の小樽にとっては非常に重要な計画です。これは私
だけの意見ではないと思っておりますが、観光の、いわゆる魅力度が落ちている中で、今、旧国鉄手宮線の整備も
始まります。それから天狗山についても、今、中央バスが真剣に考えておられて、計画が立てられております。そ
れがリニューアルの計画に必ずつながっていくと思うのです。そうした中で、港湾が最後の、ある意味では一番重
要な拠点になると私は考えてこれまで議論させていただきました。

基本的に、時系列でどういうふうになっていくか、思い浮かばないのです。例えば、上屋があります。スケール
場もあります。そういうものは基本的には移転しなければいけません。小樽港将来ビジョンでは、基本的に第 2 号
ふ頭にその機能を移していくとされておりました。この辺は、どういうふうになるのですか。

○（産業港湾）事業課長

現在、このワークショップで検討していただいている案は、あくまでも第 3 号ふ頭全体、将来像、グランドデザ
インというものになります。では、実際にこれをどうしていこうかという、基本的にこれを一遍に行うというの
はなかなか難しいと私どもは思っております。やはり段階的な整備をしていく中で、少しずつその全体像の実現に
向けて進めていくということになると思います。その際に、現在ある機能については、可能なものから移転させて
いく、そしてそこを整備していくというような進め方をしていかなければならないと考えてございます。

○山口委員

問題は、ソーラスです。要するに、第 3 号ふ頭に、客船が入るということは港湾機能なのですが、客船以
外は、荷役の船は着けないということです。そういう計画になっておりますね。ということは、都市機能を入れる
ということです。あの広い埠頭を、客船が年に何回入港するかわかりませんが、フェンスで囲って、客船ター
ミナルだけがある形では困るわけです。緑地でも、フェンスに囲まれた緑地だと意味がありません。そういうも
のについては、今後、どういうふうに対処されていきますか。

○（産業港湾）事業課長

現在、ワークショップでの検討ということで、最終的にそれを受けて、私どもとしてソーラスの考え方をどうす
るのかということは整理したいと思っておりますが、基本的には埠頭を整備するに当たっては、ソーラスの弊害といいま
すか、なかなか海に入れない部分を取り払った形で、なるべく全部入れる形にしたいと思っております。今、ワ
ークショップの中で議論していただいている案としても、岸壁の周辺だけソーラスにして、それ以外は全部、一般
の方が入れる形での施設の配置計画をつくっていただいております。

○山口委員

岸壁の周辺というのは、どこまでの周辺を言っているのですか。

○（産業港湾）事業課長

現在は、エプロン幅 20メートルを囲むような形でソーラス区域を設定するような案となっております。

○山口委員

客船が着く岸壁は、手宮側の岸壁になるのか、札幌側の岸壁になるのか、何号岸壁というのか、私は忘れまし
たけれども、どちらに予定していますか。

○（産業港湾）事業課長

第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画の中では、基本的に両側、13番、14番側、それから手宮側の 16番、17番側を、両

方とも客船用の岸壁として利用していきたいと考えてございます。その中で、手宮側については、水深も深いものですから、こちらについては基本的に大型の船を接岸させるということで考えてございます。

○山口委員

そうすると、大型の客船、5万トンを超えるような客船がこれから入ってきます。今、係留するための改修をすとおっしゃっています。結局、今のエプロンの長さだけでは足りなくて、一部棧橋までかけるような話になっています。そうすると、岸壁全体にフェンスを張ることになりますよね、札幌側も、手宮側も。手宮側にしても、札幌側にしても、今、飛鳥Ⅱが入港していますが、例えば、飛鳥Ⅱも入港できるとなると、あれも長さは目いっぱいです。そうすると、両側にフェンスが張られる格好になって、客船ターミナルが両側にできる格好になりますよね。どうやって親水性を確保するのですか。

○（産業港湾）事業課長

先ほどの答弁で説明が足りなかったのですが、基本的にソーラス区域としては、エプロンの20メートルに沿って柵をする形になります。これは船が着いたときに、柵を利用して船を、ソーラス管理をするということなのですが、船が着いていないときは、ゲートを開放して中に入れるようにするということですし、今考えている柵も、現在のソーラスフェンスの高さではなく、ほかの港の事例もそうなのですけれども、高さ1メートルぐらいの格子フェンス、このぐらいでソーラス対応ができるというふうになっていまして、そういった事例を参考にしながら考えていきたいと思っています。

○山口委員

いずれにしても、今のようなフェンスの張り方でやられると、どうしても浮かんでしまうのです。海のまちなのに、せっかく都市機能が入るのに、フェンスがあって、要するに海辺に、水辺に出られないようなことでは困ります。いつか、ソーラスについては、可動式のものはお金がかかるけれども、可動式にはできないのかと、要らないときには地面に沈めておけという議論も実際あったのです。

だから、ソーラスで、正直に言って、目的が9・11に伴うテロ対策で、大げさな、日本では基本的に港の軍隊が常駐しているわけではありません。だから、結局はフェンスで囲いましょうということだけれども、例えば北朝鮮の船でも、塩谷の浜や石狩の浜に来る可能性はあるけれども、港に来るわけがないし、何をしているのだというように我々は議論したのですが、結局はやらざるを得なくなったということですよ。管理にしても、基本的には自治体でお金を持っているわけですから、監視カメラなどもつけて、大変なわけです。このようなことは、私は、外務省に市から言って、我々としては大変困ると、市長が言ったらいいのだよね、本当に。我々にとっては、無駄というよりもマイナスです。自由に都市計画もできません。

だから、そういう意味で言ったら、客船しか、500トン以上でしたか、外航船ですよ。アメリカだけです。ほかの国では、そういう措置がされていないところを経由したら入れないという国はありません。中国も入れてくれます。アメリカも今入れています。そのようなものをもう一々チェックしません。だから、もうやめてしまったらいいと思います。今後、しっかりと考えてください。これは将来にとって大事なことだと思います。

それからもう一つ、私が申し上げたいのは、今の経済状況や小樽の認知度、いわゆる観光が今斜陽になっているとは申しませんが、観光入込客数も減っているわけだし、いつかの勢いはないです。投資もとまっています。港は民間の投資がないとできません。

小樽の魅力度をいかに今のうちに上げておくかということです。時系列的にいうと、港湾計画の全部改訂には4年かかるわけです。4年後には一定のめどをつけておかなければいけないわけです。投資が入るような状態におかなければいけません。そうでなかったら、大通公園ではないけれども、要するにターミナルをつくったと、緑地で自由に遊んでください、それでもいいと思いますが、そういうふうにしかならなくなってしまうよ。

第3号ふ頭基部のところはたぶん道の駅でしょう。安齋委員は総合博物館でやれとおっしゃいましたが、国の重

要文化財のところであるのかと、私はやじを飛ばしましたが、あのようなどころでやっても商売になるわけがないからね。そうなるのは臨港線から脇に入って、海のまちですから港を見たいと思いますから、そこにあれば一番いいわけです。だから、第 3 号ふ頭基部に持ってくるのは当たり前のことです。今の港湾庁舎のところがいいです。港湾庁舎も耐震になっていませんから。ここと一緒です。どうせ建て替える必要はない。どうするかですよ。

そういうことですから、あまり具体的にした計画を、今のところ、つくらないでおこう、自由に入れるように、しかし、都市機能は絶対にあそこに入れ込むと、ソーラスの問題も何とか解決すると、こういうふうなワークショップでも提示されて議論していただきたいと思います。これは、答弁は要りません。私から要望しておきます。

◎街路樹について

次に、街路樹についてです。本会議でも質問させていただきましたけれども、私は、この観光都市小樽で、緑の景観が非常に情けない状態になっているのではありませんかと。公園の問題は、もう一昨日、質問させていただきました。御答弁が少し不十分なところがありましたけれども、私が元気なうちは一生懸命頑張りますから、市の方とやるとか、ボランティアも一緒にやって、今、やるしかないと思っています。ただ、予算は増やしてもらわないといけないと思います。

問題は街路樹です。街路樹について、しっかりと思想を持って、我々の都市にはこういう樹木が必要なのだと、観光客を迎える木はこの木なのだという選定をしてやられているとは到底思えないという話をしました。

まず、メタセコイアはどういう木ですか。どういう基準で、駅から海に向かうシンボルロードである中央通にメタセコイアを選定されたのですか。それから、小樽市の歴史的建造物の一番のシンボルの通りである色内通りにもメタセコイアを植えています。これは何なのですか。背景について御存じのところがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

これは街路事業で行われたのですけれども、当時の記録といいたいまいしょうか、中央通自体は、平成15年第3回定例会で同じように答弁しておりますので、そのとき皆さんの意見も聞いて、それで近くに本通線にメタセコイアがあるということで、その木を既存の並木があるということで選定の選択肢の中に入れて、それで決めていったという経緯があるというふうに聞いています

それで、御質問の、本通線に植えた理由ですが、記録がないので、正直なところわかりません。おそらく、中央通で決めたときと同様に、寄生虫、病害虫の発生が少ないということ、あるいは成長が早くて木の形が美しいという理由から選ばれたものと推定するところでございます。

○山口委員

メタセコイアの特徴、樹種の特徴についてお調べになっていれば、お知らせください。

○（建設）公園緑地課長

私も木についてそれほど詳しくないのですけれども、ネットで調べました。それで、ほかのまちでも結構植えられているものですから、調べた結果なのですけれども、和名アケボノスギと言われて、生きた化石、生きている化石とよく言われております。

その理由としましては、戦前に、昭和16年ごろなのですけれども、日本の古い地層、和歌山県や岐阜県、兵庫県などの第三紀の地層からセコイアの化石、アメリカにある巨大なのですが、それに似た化石が見つかったということで、日本ではそのとき見つけられたのですけれども、絶滅した古代木と考えられておりました。それが戦後、中国の四川省で発見されて、いわゆる生きている化石ということで日本にも苗をいただくようになりまして、最初は皇居に植えたということで、昭和天皇が植物学者だということで植えたのだと思います。その後、増やして、全国に配られて、昭和30年代には全国的にメタセコイアブームということで、北海道から九州まで植えられたという

ことでございます。特徴としましては、とにかく丈夫で、成長も速いということで植えられたと聞いております。

○山口委員

それを受けて、中央通や色内通り、本通線と今おっしゃいましたけれども、小樽の一番の観光地として、歴史的建造物も多いし、駅にも 1 億 5,000 万円も入れて景観誘導を行われて、いわゆるシンボルロードとして造成されたわけです。そういうところの街路樹としてふさわしい木だと思われるかどうか、どなたでも結構ですけれども、御答弁をいただきたいと思います。

○建設部長

決定に至る経緯については、るる説明させていただいておりますので、当時、手順を踏んで検討の上、決定されたということで、私どもは妥当ではないかと考えております。

ふさわしいかという山口委員の御意見に対しまして紹介させていただきますと、市民の方からは、メタセコイアは珍種であって、もっと小樽の宣伝になるのではないかというような御意見もいただいている経緯もございますので、どちらがいいかと言われても答えにくいのですが、当時の経緯からは妥当だと考えております。

○山口委員

私が聞いていますのは、当時ではなくて現状についてで、今でもあの木を保持して、樹木のシンボルとしてずっとあそこに植えたままにしておくのですかと、それが小樽の将来にとってふさわしい姿なのかということをお聞きしているのです。本当にそういうふうに建設部長はお考えですか。

○建設部長

現在、あまり期待したほどには大きくなっていないかとは思うのですが、図鑑等で見ますと、非常に立派な大木になるということで期待しております。

○山口委員

メタセコイアは大きくなりますよ。トドマツよりもたぶん大きくなるでしょう。背も高くなります。トドマツの葉は基本的には秋になったら落ちます。1 か月から 1 か月半ぐらいかけて落ちます。イチョウのように一斉に落ちませんよ。要するに、1 か月半ぐらいは木が枯れているのではないかという状態になります。形はトドマツに似ています。トドマツほど枝が混んでいませんけれども。見た感じはカラマツに近いです。葉は、カラマツよりはもう少し扁平な、オンコのような葉がずっとこういうふうに対に出ます。それが落ちます。艶はありません。そういう木です。大きくなったら非常にみっともないです。公園樹として植えられる例はありますけれども、街路樹で植えられるというのはよほどのことです。臨港線にも植えられています。長橋トンネルから先、オタモイまでずっと植えられています、オロロンラインの先。

(「何を植えたらい」と呼ぶ者あり)

市は、植え替えるといってもお金がかかりますよね、部長。私たちが張り切ってやります。ナナカマドに植え替えさせてくれれば、私たちがやります。管理します。どうですか。そのほうがよほど観光市としてふさわしい樹種ではないですか。春には白い花が咲きます。秋には、紅葉ではないですね、赤く葉が染まります。その後、冬には赤い実がずっとなつて、ついています。鳥も来ます。そういう樹種を私は選定されるべきではないかと、今からでも、大きくなる前に。あの木は大きくなったら面倒です。たぶん、すごく強い木ですから。要するに、古代木と言われるぐらいですから、それだけ生き残った木、非常に優秀な子孫を残す遺伝子があるということです。根が張ってきたら、歩道の縁石を起すかもしれません。そのぐらいの木なのです。

そこまで考えて植えられたと私は思っておりません。ましてや、選定のときに、私が平成 15 年に質問したときに、あなた方があの辺の通りの会があって、その人方としっかりと話を決めてましたとおっしゃったから、私は大同さんまで行って社長のお話を聞きました。植えられている樹木について御存じですかと、相談されて植えられたのではないですかと言ったら、いや何の木か知りませんと。メタセコイアなのですから、メタセコ

イアって何ですかと言われました。

本当に市が行わないなら、我々市民が事業としてやらせていただければやります。いかがですか。検討していただきたいと思います。

○建設部長

繰り返しになりますけれども、先ほど説明したとおり、たぶんいいという人もいれば、悪いという人もいます。そうした中で、本当にどういったことがいいのかというのは、委員のほうとこれから十分論議をさせていただきたいと思います。

(「委員のほうってだれ」と呼ぶ者あり)

山口委員と。

(「私とかい」と呼ぶ者あり)

とりあえず話をさせていただいて、もう少し理解を深めるために。

○山口委員

本会議も含めて、今回言わせていただいたのは、緑の基本計画があるのです。その思想がしっかりと書かれているのです。そのとおりにやっていただきたいと言っているのです。現状は足りないということなのです。そこをさぼると、せっかく歴史的建造物とかいろいろ一生懸命回ったとしても、ほかから評価されませんよ。例えば、これから外からのいろいろな投資も必要で、環境整備が必要ではないですか。私たちはこういうまちにするのだという思想が外に届くように、計画的にまちづくりを行っていかないとだめだということを申し上げたかったのです。だから細かいこともお聞きしたのです。そこを理解していただきたいと思います。最後に、市長に何か一言言ってほしいのですけれども。

○副市長

緑の基本計画については、全体的に見て計画どおり進むかどうかわかりませんが、やっていきたいと思います。街路樹についてですけれども、たぶん補助事業で行われているはずですので、たしか街路事業の中では選ぶ木が決まっているのです。たぶん、そこから来ていると思います。

ただ、おっしゃるとおり、トドマツのようになるというのであれば、上の電線などがどうなるかもちょっと……

(「電線はないのです。地中化していますよ」と呼ぶ者あり)

中央通はないですけども、色内……

(「色内通りはありますよ」と呼ぶ者あり)

そういうのがあると思いますので、どういう影響があるかは全然調べたことも検討したこともないので、これから検討して、どうしても高くなってどうしようもないというのだったら、何らかの形をとらなければならないと思います。ただ、補助事業ですので、財産処分の制限という項目もありますので、その事業者、補助した国ともそれなりの検討、協議をしていかないとだめだと思いますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎手宮公園桜再生プロジェクトについて

まず、樹木医の件なのですけれども、以前、インターネットの新聞社に所属しているところに、ポプラの木を伐採するという話があったときに、何を根拠に切っているのだと、市としては邪魔だから切るのではないのかという話から、私たちのほうで、知り合いの樹木医がいたわけですから、診断してもらったという経緯があります。そこで、診断の結果がどうのこうのという話がありますが、それはここでは話しませんけれども、緑の基本計画を進めてい

る中で、再整備の中で根拠もなく切るという市の姿勢は、私はいかがなものかということでやらせてもらいましたので、これについては一言言わせてもらいたいと思います。

もう一点が、手宮公園の関係なのですけれども、私も一緒に土壌改良をしたものですから、土壌改良をやるという行為はよかったかもしれないのですが、その後始末といったところにいろいろな御批判や御意見がございますので、私としても一緒に……

(「批判ではない。ちゃんと責任をとる人は責任をとれという話」と呼ぶ者あり)

そういうお声もいただいたので、それについて私も一緒に活動した中で、今後いろいろと市とも話をしていきたいとは思いますが、ただ穴をあけたままという話がありましたけれども、あれは穴をあけた、結局は穴ぼこになってしまったのですが、中にちゃんと土と土壌改良材とかを混ぜて入れてあるのですよね、ただ穴をあけただけではなくて。その上に……

(「芝生のふたはどうしたのだよ」と呼ぶ者あり)

その芝のふたをやればよかったですけれども、やっていなかったということで、こういう話になっています。私がやったものはかぶせているから、今、ここで私に言われてもということはありませんけれども。

(「そうしたら言うなよ」と呼ぶ者あり)

言われたままではしゃくだと思ひまして……

(「そんなことはやぶ蛇だ」と呼ぶ者あり)

一応こういうことをやっていますので、今後話していきたいと思っています。

◎道の駅について

次に、道の駅に関しては、山口委員がお話を出していただきまして、私としては総合博物館がいいかなと思ったのですが、重要文化財、そこにどうだという話もありましたので、別に総合博物館にこだわっているわけではなくて、小樽市内にあればいいなということで提案させていただきましたが、もし民間の投資を使って第3号ふ頭の基部に道の駅のようなものができるのであれば大賛成でありますので、ぜひ今後いろいろと進めていただきたいと思います。

◎英語教育について

次に、教育問題について質問させていただきますが、先ほど松田委員からも雇用問題についての質問が出ていましたけれども、企業を誘致したり地元の企業を育成したり、そういったことで雇用を創出したり、離職者の対策をしたり、いろいろと取組はされていると思うのですが、私としては、雇用を創出するにはまずは教育なのかなと。まちづくりや人づくりという言葉があると思うのですが、教育を充実させていかなければ、子供たちは高校、大学を卒業したときにしっかりと社会に踏み出していけないだろうと。ある企業者から伺ったのですが、面接をしているときに、どうしても小樽の子をとりたいたいのだけれども、やはり札幌の子のほうがいいのだよねというような声もあったりしまして、学力がどうのこうのではなく、根本的に小樽の子供たちには、しっかりと郷土愛や社会への対応といったところも身につけていく必要があるだろうと思ひまして、教育の問題について質問させていただきます。

まず、英語教育について伺います。なぜ英語教育について伺うのかというと、私も所属している小樽ユネスコ協会という会がありますし、ここにおられる教育長も顧問となっておられますので、英語教育の重要性を考えているという観点から、まず小樽の英語教育についての現状を伺います。

○（教育）指導室石山主幹

本市における英語教育の状況について、英語教育という中で、小学校、中学校の英語という形で答弁させていただきます。

教育委員会で立てております小樽市学校教育推進計画にも、国際理解教育の推進というのを位置づけまして、外

国語によるコミュニケーション能力を高めることが大切であるという一つの柱として掲げて、さまざまな学校で実践されているところであります。

具体的に言いますと、中学校では教科の英語、小学校におきましては外国語活動ということで実施をされているところであります。

○安齋委員

グローバル社会になっていく中では、英語は普通に話せるぐらいがちょうど、もう一言語を話せることで世界で通用するという常識になってきていまして、この小樽市も国際観光都市として十分その資質があると思っていますし、留学生も多く、いろいろな船舶も入って外国人も入ってきていますので、その辺で子供たちが歩いているときにハローなどと声をかけていく形になっていけば、どんどんよくなっていくと思っているのです。英語教育がそういう現状だということで、教育委員会としては子供たちにどのぐらいまで英語教育を受けさせたいと思っていられるのか、また、子供にどのぐらいまで英語が身につけば、教育委員会としては一定の目標を達していると感じているのか、その目標についてお聞かせいただきたいと思えます。

○（教育）指導室石山主幹

教育委員会としてどの程度ということのお尋ねでございますが、学校の教育活動という観点から答弁させていただきます。

御承知のとおり、学習指導要領を基にそれぞれ学校で授業を展開しているところであります。小学校につきましては、小学校、中学校とも共通のところはあるのですが、外国語を聞いたり話したりするという体験を通して、要するにコミュニケーションを図る楽しさ、大切さ、もちろん外国語でコミュニケーションを外国の方とすることの大切さを知ることがまず一つあります。それから、異なる文化の人々と交流する中で、生活習慣や行事の違い、それから多様な物の見方、考え方があることに気づくことが大きな教育的な効果であります。そのためには、他国の方とコミュニケーションをとる一番の標準ツールと言われている英語の能力を高めていくことが大切であるということで、学校教育におきましては、学校で行われている授業を通して身につけることが大切であると考えております。

○安齋委員

ローカルにしながらグローバルな視点でということで、グローバルな考え方が必要だろうと私も思っていますし、小・中学校でALTが入っているところと授業を進めていることも聞いていますし、私としても小樽商大の留学生が小学校に行っているいろいろな体験授業を行っていることも知っていますので、それについてはどんどん進めてもらいたいと思っているのですが、ユネスコの会員から1点だけ市に要望があったので、それを聞いていただきたいと思えます。

毎年度2名のALTがいるということなのですが、もう少し増強して、もう少し多く授業などの触合いをしてもらいたいという声がありました。予算の絡みもあると思えますけれども、もし英語教育に重点を置いていたければ、そういったところを含めて、今後、新年度予算や教育施策に生かしていただきたいと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

ALTの増員についてのお尋ねでございますが、私どもとしましては、いわゆるネイティブスピーカー、英語を母国語とする方々が直接児童・生徒と触れ合う中で授業が行われるのは大変有効であるという位置づけから、活用いただくように話しているところであります。

現状をもう少し話しますと、本市の中学校には2名のALTがおりますが、その2名を配置しまして、1年間を通してではないのですが、1か月半ぐらいの間、1名ずつ14校の学校に配置してございまして、年間を通じて全学校に配置できるという形で、英語の授業で活用いただいております。小学校につきましては、外国語活動とい

うことで必修化されているのですが、その中でも活動いただいているところなのですけれども、2名では回らないのではないかと、数的な上でそういうお声もたくさんいただいております。

ただ、道教委の事業に外部人材活用事業というのもございまして、12校で7名のネイティブスピーカー、地域にいらっしゃる方々にお申しながら活用しているということもございまして、本市の2名のALTを中学校の授業の合間に派遣することもありますので、現状では需要にこたえられている状況であります。

したがって、増員については、必要であれば検討しなければならないという認識はあるのですけれども、現状では需要にこたえられている状況なので、もっと活用するという働きかけがあって、その状況を見ながらになるだろうと考えております。

○安齋委員

達成状況も個人差があると思います。私も留学した経験があって、日本の中において英語を勉強するのと、英語の中で英語を勉強するのはやはり全然進歩が違いますので、子供たちには英語に触れる機会を多くつくっていただきたい。触れなければどんどん忘れてしまうし、中学生になると特にしゃべることが恥ずかしくなってくるので、小さなうちからそういったところに触れられるようにしてもらいたいと思っています。

では、一体どうしたらいいのか、いろいろと考えたのですけれども、先日、小樽ユネスコ英語祭に参加したところ、その半数以上が後志の子供たちでした。小樽の子供たちは、そうやって英語教育を受けているにもかかわらず、あまり参加が多くなかった。これは募集の方法や学校の考え方等にもよるのでしょうけれども、人に聞いてもらう、発表するというところで、また身につけた能力を自分で十分振り返りながら、さらに上に研さんしていくという経験も得られますので、もし英語教育についてもっと需要を高めるなどしていきたいということであれば、ユネスコ英語祭への参加についてもぜひ取り組んではいかがかと思っているのです。ユネスコ顧問の教育長も英語祭に出席されていたので、その点について、もし御意見や御感想があれば、来年の英語祭には小樽の子供たちが今年の倍ぐらい参加するようにしていきたいといった抱負があればお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室長

委員がおっしゃる外国語活動、英語活動ですけれども、本市の子供たちの状況はやはりいろいろ御心配されているような部分があります。確かに、学習指導要領の中では表現力が重視されていますし、コミュニケーション能力を高めるとあります。

国では、平成23年度「『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査」が行われております。その中で、「英検を受験したことがある生徒の数」が、国で25パーセントに対して、本市では12.4パーセントと半分ぐらいの数になっています。こういう現状もありますので、今後も、英語活動や外国語活動を通じて表現力を高めるためにも、そういう機会を増やしていくことや、来年度に向けては、英語活動、外国語活動を充実させようということで、さまざまな取組を進めてまいりたいと考えております。

○安齋委員

室長がそうおっしゃっていただいたので、大変ありがたく思っているのですけれども、英検3級、2級だからといって英語をしゃべれる、外国人と触れ合えるかという、全くそうではなく、英検2級を取っていてもハローぐらいしかしゃべれなかったという私の知り合いの例もありますから、日本人は、英文法は得意なのですけれども、やはり英会話が下手だということもありますので、ぜひこういった資源がせつかくたくさんありますので、生かしていただきたいと思います。

◎情報モラル教育について

ここは教育に関しての前向きな話だったのですけれども、インターネットを活用する子供の問題について話させていただきたいと思いますが、本年10月に小樽の中学生がインターネットで知り合った方とインターネットでコミュニケーションをとって、名古屋まで行ってしまったという事例がありました。まず、この事例について、話しに

くいかとは思いますが、どういう受け止め方をされているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室石山主幹

本市の中学生の事例についてでございますが、新聞報道等で御存じとは思いますが、詳細についてはその程度で御勘弁いただきたいと思いますが、各学校では、携帯電話の使用、特にそういった問題行動に発展するような書き込みなどについてはするなという明確な指導の下にやっているところですが、そういう事件が起きてしまったことは大変残念なことだと受け止めております。

ただ、その事例の背景にはいろいろなことが、例えば自分の居場所が、家庭の中、学校の中ではどうだったのか、抱えているいろいろな悩みについて、学校ではきちんと対応できていたのかという、広い意味での生徒指導面での背景がございますので、必ずしもインターネットへの書き込みがどうのこうのという話に矮小化できないかという感覚は持っております。

そのことにつきましては、学校に対して市教委独自で通知をつくりまして、そういった問題行動に発展する、トラブルに発展するおそれのある携帯電話の利用については、しっかりとここで改めて指導してくださいということ、それから生徒指導において、悩みを抱えている子供がいるので、そういう子供たちの悩みについてしっかりとサインを捉えて対応してくれというような内容で通知しているところであります。

○安齋委員

そういった通知などでいろいろと指導いただいているということなのでしょうけれども、私が生徒の立場に立つと、するなと言われるとしたくなることもありますので、なぜやったら恐いのかといったところをもっと根本的に教えてあげないと、子供たちはなかなか理解できない。好奇心旺盛な年ごろなので、どんどんインターネットでいろいろなこと、情報を知ったり、ゲームをやっていたら、いきなりゲームの対戦相手から連絡が来たりするなど、今、多岐にわたってまして、私もインターネットで情報公開ということではいろいろとやっているのですけれども、友達申請などでも、全く知らない女性の、かわいい女性の顔写真で申請が来るといったことがよくありますので、そういったところでなぜだめなのか、なぜ怖いのかといったことをしっかりと小さなうちから身につけていくようにしていかないと、小学生のころは普通の生徒だったのに、中学校に入ったら少しずつ今までと方向性が変わってきて、どんどんいろいろなことに興味を持つなどというふうになります。生徒指導や情報モラル教育は、この情報化社会の中では大変重要だと思っていますので、今も御努力されてはおりますけれども、いろいろな視点でさらにやっていただきたいと思っています。

学校適正配置を行って、今、生徒を集中させている中で、閉校する学校の教員が次にどの学校へ行くかなど、今後いろいろなことがあると思うのですけれども、情報モラル教育や生徒指導と関連して集中して、先ほどスクールカウンセラーについての御質問がありましたが、しっかりと子供たちの意見を吸い取って、正しい方向にというか、いろいろと提案できるような専門的な職員を配置する考えはないのかと思っています。統廃合後、教員をそういったいろいろな立場においてチームをつかって、専属で配置して子供たちのための生徒指導や情報モラル教育に徹して、集中して指導する取組をしてはいかがかと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

情報モラル教育など、生徒指導の校内体制についてのお尋ねでございますが、既存の体制の中でも、学校の中には生徒指導の取組を中心的行う組織がございます。名称はいろいろありまして、生徒指導部会、生徒指導委員会、生活指導委員会といった名称を用いておりますが、必ず校内組織には生徒指導の担当者というもの小学校、中学校にかかわらず、多くは校内と校外に2名が位置づけられていることが普通であります。とりわけ中学校では、生徒指導主事という名称で必ず位置づける形になっておりますので、担当者は必ずいるということは間違いありません。なおかつ、各学年の中に生徒指導の担当者がおりまして、その担当者が集まりまして、もちろん教頭も入って生徒指導委員会というもの組織されているというのが普通の形態です。

その中で、情報モラルのいろいろな問題についてどうするか協議を行ったり、対策が必要な場合には、職員はもちろん周知した中で、共通理解を得た中で情報モラル教室を開催したりするなど、そういう取組をやっているというのが現状です。ただ、ほかの問題もありますので、それぞれの取組に軽重があることは現実としてあるのかと思っています。

また、道教委で、生徒指導加配として、教員を 1 名増やすという加配に応じている学校も数校ございますので、そういう組織的な枠組みというのがあります。

ただ、委員がおっしゃったように、学校の小規模化という傾向があるので、教員の数が少ないという中で、人的に薄い部分というのは現状としてある学校もやはりあるのかとは思いますが。そういう中で、今後、教員の数が増えていたり、また 1 学年が複数学級になったりすることによって、厚さが増してくるということは考えられることなのかとは思っています。

○安齋委員

今、組織の中でもあるということではありますけれども、こういった事件もありましたし、この事件のほかにもいろいろな事例が私の耳にも入ってきていますので、今後のそういった統廃合を含めて、実際にどのようなことがいいのかということを検討して進めてもらいたいと思います。

学力、学力と言っても、そういった根本的な生活環境といったところが学力にも影響してくる例がありますので、ぜひ協力体制をとって連携してやっていっていただきたいと思います。こちらは要望とさせていただきます。

◎奥沢保育所建設予算について

次に、奥沢保育所の建設予算に関連して伺います。昨日、同じ会派の吹田委員が質問させていただきましたけれども、若干質問させていただきます。

まず、建設費についての積算なのですが、昨日の答弁では、道単価が適切であるから、そこを積算して、今回予算に計上されたということだったのですが、一新小樽としては、道単価だけで積算したものなのか、少し説明不足だと思いましたので、道単価のほかに、そういった市内の状況なども把握されているのだと思いますが、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

奥沢保育所の建設関連予算に関して、単価の件での御質問ですけれども、昨日答弁したように、基本的には北海道の営繕工事設計資材単価を採用させていただいておりますが、この単価表にすべての材料が記載されているわけではなく、あくまでも一般的な工法、一般的な材料のみが単価として記載されております。ですから、その工事によっては特殊な工法や、特注しなければならないような製品等も数多く含まれていますので、そういったものにつきましては、数社から見積りをとりまして、その中で当然一番価格の安いものということなのですが、そういった形で市場を確認した上で単価を決定していますので、建築物の積算において、営繕単価の部分と業者の見積りを採用している部分と二つのところがあるということでございます。

○安齋委員

大体こういった予算は概算で出てくるものですから、この辺について、道単価が適正ではないなどと言っても水かけ論になってしまいますので、ここではこの点だけ確認させていただいて、今後、入札予定価格などが出てくると思いますので、それについて今後こちらでも精査していろいろと議論させていただきたいと思います。

◎市民からの意見聴取について

最後に、市民からの意見聴取についてですが、パブリックコメントの募集について応募状況が低調だということから、パブリックコメント以外にも、市民からの意見聴取の方法をいろいろと探っていくことがいいのかなと思っています。今、市長への手紙が実施されていたり、市民の声投書箱が渡り廊下に設置されていたりしますが、例えば歩いていて意見を思いついたときに、長崎屋やサービスセンターなどに投書箱が置いてあれば、すぐに

メモか何かで意見を投稿できると思っているのですけれども、パブリックコメントを市内のいろいろなところでやると同時に、常設でも短期間でもいいので、そういった意見聴取の方法をいろいろと検討していくのがいいのかなと思うのですが、これについての御意見をいただければと思います。

○（総務）広報広聴課長

市民からの意見聴取でございますが、今、委員がおっしゃったとおり、今やっておりますのが市長への手紙や、御意見・御要望メール、また市民の声投書箱に投函していただく、あと市長と語る会等もございまして、9割ぐらいの御意見をいただいているのが市長への手紙と御意見・御要望メールでございまして、7パーセントぐらいが市役所の渡り廊下にあります投書箱に入れていただいているものという状況でございます。

そのほか、平成18年から広報広聴課でやっているのですが、これ以前は駅前サービスセンターが所管でやっておりましたが、その際からやっております塩谷・銭函両サービスセンターにも箱がございまして、そちらにも投函していただけるようになっておりまして、それについてはここ何年間か意見はないという状況でございました。

そういう面で、今、長崎屋ということですが、駅前サービスセンターには今ございせんから、今後、そちらにも配置を検討したいと思っておりますが、実際にその意見の効果といいますか、そういう部分ではなかなか自分で投函される方が少ないというのが現状でございました。ただ、この辺については、今後、市民へこういう形で投函もできるとか、周知も図りながら進めていきたいと考えているところでございます。

○安斎委員

低調ということですが、市長への手紙について、先日、若い友人たちと話したのですが、市長への手紙となると何か敷居が高いようで、市長へ直接手紙を送ってしまうという意識が強くてなかなかできない、だからフェイスブックなどで情報公開すると、私のほうにばかりくるのです。私が答えられることは答えるのですけれども、原課で確認して答えることは答えるのですけれども、できること、できないことがいろいろとありますが、やはりそういった細かいこともスムーズに情報交換できるようなシステムがあれば、もっといいかと思います。パブリックコメントの際にも、それが相乗して、もう少し応募があつて、来るかと思っておりますので、その点についても工夫していただければ、検討していただければと思っています。

最後に、先日、西陵中学校で行われた市長と語る会に参加させていただきまして、子供たちからは、市長と直接話せて大変よかったと、いろいろなことを言えて市長にもすごく親しみを持たたというような感想があったなど、市長が表に出ることによっていろいろな意見が出たり、市長の人柄がわかって大変いい取組だと思っていますので、今後とも小・中学校で、いろいろと大変でしょうけれども、時間があれば出向いていろいろな意見を聞いていただきたいと思ひますし、市長へ意見を出すのは少し敷居が高いという方に対しては、もう少し意見を拾えるような体制をつくっていただきたいと思っています。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 37 分

再開 午後 2 時 50 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○川畑委員

◎議案第2号平成24年度小樽市住宅事業特別会計補正予算について

議案第2号平成24年度小樽市住宅事業特別会計補正予算について質問させていただきます。

最初に、管理代行業務についてでありますけれども、22年度から24年度までの代行業務の内容についてお聞かせいただけますか。

○（建設）小林主幹

指定管理者の業務ということでございますけれども、入居者の公募について、あるいは入退去に関する事、さらに申請書、届出書、申告書といった事務手続に関する事、それと住宅の維持・補修に関する事、設備の保守点検あるいは駐車場及び児童遊園の管理、それと家賃及び駐車場使用料の収納業務、こういったものが指定管理者の業務でございます。

○川畑委員

平成25年度から27年度までの業務の中で、業務が増えているという報告を受けているのですけれども、24年度までの業務内容に何がプラスされることになるのかお聞かせください。

○（建設）小林主幹

主な業務の見直しということでございますけれども、一つには、一般世帯向け住宅と特定目的住宅の申込みの受付先が異なることによって、入居者に不便をかけていたということがございまして、一般世帯向け住宅と特目住宅について一本化して窓口業務を行うということがございます。

二つ目につきましては、建築基準法第12条に基づく定期点検を業務に追加しました。

もう一点につきましては、稲穂改良住宅の保守点検業務、これは小樽駅前第一ビルの住宅にかかわる保守点検ですけれども、小樽駅前ビル株式会社が保守点検等を行ってございまして、指定管理者が保守点検経費を支払ってまいりました。これを更新時から、共益費については小樽市が直接小樽駅前ビル株式会社に支払います。

こういった3点が大きな変更点でございます。

○川畑委員

平成22年度から24年度までと、25年度以降の管理代行業務費の予算額を、年度ごとでなくてもいいですが、お聞かせいただけますか。

○（建設）小林主幹

平成22年度から24年度まで3か年の総額ということで、2億4,687万8,000円でございます。それと、25年度から27年度の3か年につきましては、2億4,275万4,000円でございます。

○川畑委員

そうしますと、平成24年度までと、25年度以降の予算額と比較すると、約400万円減少していることになると思うのですが、最初に聞いた業務の中身とこの予算額の違いという点で、業務が25年度以降増えているけれども予算額が減っているのではないかというふうに見たのですが、その辺について説明していただけますか。

○（建設）小林主幹

現在の指定管理者は、今年で6年目を迎えるわけでございますけれども、今までの経験、実績を踏まえまして、あるいは企業努力といった部分を考えまして、事務的な経費がまず大きく減少してございます。それと、消防用設備の点検あるいは貯水槽の清掃といったものについて、自社で点検を行う、それと先ほど申し上げました稲穂改良住宅の保守点検経費を市が直接駅前ビルに支払うと、こういったものが主な減の要素でございます。

○川畑委員

私が心配したことはそれほど心配することもないということですね。要するに、私は、一般的に委託業務が増えれば、管理代行業務費も当然増えるだろうと思っていただけですけれども、その分は、今、話があったように、事

務経費の削減や、外注を自社で対応するなどの企業努力もあって抑えられたという御答弁であったと思うのです。

それで、委託先で働く職員の労働時間や待遇について低下になっていないかは把握していますか。

○（建設）小林主幹

新たに特目業務が更新時から追加ということでございますけれども、これにかかわっては、公募の時期にはパート職員 1 名を配置すると聞いておまして、特に支障はないものと考えております。

○川畑委員

特目住宅事務が増えているにもかかわらず、パートで対応しているということでもいいですか。

○（建設）小林主幹

当然、特目業務のほかに、現在、一般世帯向け住宅についても受け付けておりますので、そういった部分では連携しながら、業務が追加されている部分についてパート職員を 1 名配置すると伺っております。

○川畑委員

私がこの議案の中で心配しているのは、個人情報の漏えいの問題です。今回、特目住宅の選考について、これまでは地域福祉課が受け付けてきたけれども、受付の窓口を一本化するということだったので、そういう点では、市民サービスに向けてはいいことだと思っておりますが、例えば、そういう個人情報の問題で、困窮度合いの評価の問題などもあると思うのですけれども、それらは委託先の職員やパートによって行われるのですか。

○（建設）小林主幹

特目業務につきましては、今定例会に議案が出ていまして、可決後の話で、次期指定管理者と打合せということになりますけれども、今考えているのは、住宅の困窮度の調査、これは内容的には、例えば住宅の老朽度や設備の関係がございますので、建築士の資格を持っている職員がおりますので、その者が現地を確認して採点することと考えております。

○川畑委員

今の困窮度というのは、委託先の職員だけではないということなのですか。もう少し聞かせてください。

○（建設）小林主幹

指定管理者の中に建築士の資格を有する者がおりますので、その職員が家屋の現地調査をいたします。採点した後、その結果が市に参りますので、市で決裁といいますか、決定して、入居決定のこういった手続になろうかと思っております。

○川畑委員

困窮度調査などについては、最終的には市が判断するということだと思うのですが、私が先ほど言った個人情報の漏えいの心配についてですけれども、例えば、現在でも市営住宅の家賃の減免承認申請書などは、委託された事業先から、要するに協和総合管理ですか、そこからお客さんに通知されていますよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そういう内容、端的に言うと、個人情報をそちらで把握しながらやっているということになると思うのですが、その辺はどうですか。

○（建設）小林主幹

当然、特目業務だけではなくて、市営住宅の管理に伴っていろいろな個人情報がございます。そういった情報につきましては、基本協定及び業務仕様書において、個人情報の厳格な管理はうたっております、個人情報の漏えいはないと考えてございます。

○川畑委員

個人情報の漏えいがなければ問題ないということですが、契約書や仕様書で一定の縛りはあるといいながら、委託された中で、もしそういう事故が起きた場合、結果的にはその企業も責任をとられることになると思いま

すが、委託した市も責任を問われる結果になっていくのではないかと心配しているところなのですけれども、その辺の心配はないですか。

○（建設）小林主幹

当然、個人情報につきましては、基本協定や仕様書の中で厳格にうたっておりますので、そのようなことがないようにしたいと思っておりますし、指定管理者には個人情報の厳格な管理について、再度指導してまいりたいと考えております。

○川畑委員

特に個人情報については、くれぐれも事故がないようにしていただきたいと、そのことが私たちとしては一番心配しているところです。

◎用途廃止による市営住宅取壊し後の地域住民への対処について

次に、市営住宅の取壊しについてお尋ねします。

議案第16号でオタモイE住宅を用途廃止していますが、平成24年度の当初予算で、公営住宅用途廃止事業費交付金2,350万円が計上されていますが、これは今壊されているE住宅の費用ということでいいですか。

○（建設）建築住宅課長

今、委員がおっしゃった2,350万円というのは、オタモイE住宅解体費に係る国からの交付金の額でございます。

○川畑委員

市の負担額は幾らになるのですか。

○（建設）建築住宅課長

平成24年度予算段階では、市の負担と合わせて5,200万円という予算を計上しております。そのうち、交付金が2,350万円ということですので、市の負担は2,850万円になってございます。

○川畑委員

その差額の500万円というのは、市が負担するものなのですか。

○（建設）建築住宅課長

解体工事におきましても、交付金の対象となる部分とならない部分がございます。予算段階で見込んでおりましたのは、解体後の整地費ということで、これは、今、借地をしております、地主との協議の中でどういった整地が必要かということで、予算上、金額を計上しておりましたが、この部分につきましては、交付金の対象にならないということですので市の負担でございます。

○川畑委員

今、取り壊しているE住宅ですが、ほかのオタモイの住宅で、相当古い住宅があります。これは今後どのようになっていく予定なのか、わかっている範囲でお聞かせいただけますか。

○（建設）建築住宅課長

今年度、オタモイE住宅を解体しておりますので、C住宅、D住宅、F住宅、G住宅が残ることになります。このうち、C住宅とF住宅につきましては、土地は小樽市の所有になっておりまして、D住宅とG住宅の土地につきましては、民間から借地している状況でございます。

解体の順番としましては、借地しているD住宅、G住宅を優先的に進めていきたいと考えておりまして、平成25年度につきましては、G住宅の一部、13棟74戸を解体する予定となっております。G住宅の残りの一部とD住宅、借地している部分につきましては、現時点の予定では、26年度、27年度の2か年をかけて解体したいと考えており、その後、C住宅とF住宅、小樽市所有の部分について解体したいと考えております。

○川畑委員

来年度については、G住宅の一部を、その後、毎年のように借地上の住宅を優先して壊していくということですか。

ね。

それで、回りくどくこうやって質問したのは、実は、このオタモイ住宅の近くに住んでおられる一戸建ての住民からいろいろな不安が寄せられたからです。F住宅、要するに小樽市の土地に建てている市営住宅、ここはほとんど人が入っていません。そこに、冬になったら、今、古い住宅があるのですが、壊していないのですけれども、壊した時点で雪捨場にされるのではないかというわさが立ったというのです。それはどうなっているのかと心配して連絡が来たのですけれども、最初にその辺の心配についてはどうなのでしょう。

○（建設）小林主幹

F住宅の跡を雪の堆積場にするということだと思いますけれども、現時点でそういった計画はございません。

○川畑委員

今は市営住宅、建物が残っているから堆積場にはならないと思うのですけれども、壊した後もそれはしないということでしょうか。

○（建設）小林主幹

解体後の話でございますけれども、建築住宅課で所管している部分につきましては、維持・管理が当然必要になりますので、堆積については、今、考えてございません。

○川畑委員

実は、もう一つ、住民の不安があるのですが、今、F住宅の周りにはだれも住んでいないのです。道路脇の雑草、防犯上の心配、排水の心配をされているのですが、住宅があるうちは、建築住宅課に相談というか、改善を求めていくということでしょうか。

○（建設）小林主幹

そのとおりでございます。

○川畑委員

市営住宅が取り壊された後は、どこがどういうふうな形になるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

建築住宅課で所管しているうちは、最低限の維持・管理は行っていきます。その後につきましては、どういったことが必要になるのか、検討はいたしたいと思っております。

○川畑委員

その辺の確認はとれたので、住民の方に伝えたいと思うのですが、オタモイの住宅、借地上の住宅を壊した跡の周りには、一戸建ての住宅がそれなりにあります。その住民は、市営住宅の建物がなくなると、それなりのいろいろな新たな心配事が起きてくると思うのですが、そういうことに対する対応を精いっぱいやっていただきたいと思っておりますけれども、その確認について、一言御答弁をいただけますか。

○（建設）小林主幹

繰り返しになりますけれども、建築住宅課で所管しているうちは、最低限の維持・管理は行っていきたいと考えております。

○川畑委員

◎議案第5号平成24年度小樽市水道事業会計補正予算について

次に、議案第5号平成24年度小樽市水道事業会計補正予算について質問させていただきます。

まず、水道料金の徴収について、22年4月から25年3月末までは株式会社ジェネッツに委託しているわけですが、委託していなかった時点では、どういう職員の構成で進められてきたのかお聞かせいただけますか。

○（水道）料金課長

委託前の料金課の体制についてでございますが、職員13名、嘱託員9名の計22名で行ってまいりました。

○川畑委員

その後、平成22年度からジェネッツに委託しているのですけれども、その体制についてお聞かせいただけますか。

○(水道) 料金課長

料金課の体制は、委託後につきましては、職員 5 名、嘱託員 8 名の計13名が減りまして、職員 8 名、嘱託員 1 名の計 9 名で行っております。

○川畑委員

委託後のジェネッツでの仕事、業務の受託体制ですけれども、それについてお聞かせいただけますか。

○(水道) 料金課長

ジェネッツの社員の体制でございますが、社員 5 名、契約社員 8 名の計13名で運営しております。

○川畑委員

委託前、嘱託員は、業務を市職員として行っていました。今度委託された業者に採用されたのか、その辺の状況がわかたらお聞かせいただけますか。

○(水道) 料金課長

料金課で業務を行っていた嘱託員につきましては、8 名全員が受託業者に移っております。

○川畑委員

委託先に引き続き採用された方々の労働時間や待遇はどのようになっているか、把握していますか。

○(水道) 料金課長

これはあくまでも受託業者の契約社員の就業規則によるわけですが、市の嘱託のときには週30時間勤務でしたが、向こうに移られてからは週40時間勤務ということで、日給であったものが月給制となっております。また、年 2 回の賞与が出ること、時間外手当等の手当が充実していること、そのほか、休暇につきましても年次休暇、特別休暇等が充実しておりますので、待遇については、市の嘱託員よりはいいのではないかと考えています。

○川畑委員

嘱託員として市にいたときよりは、待遇が改善されていると考えていいですか。

○(水道) 料金課長

改善されているものと考えております。

○川畑委員

その事実関係について具体的に聞いていませんけれども、そのとおりであれば嬉しいことだと思います。

この後、平成25年度以降の委託先は決まっているのでしょうか。

○(水道) 料金課長

10月4日に公募型プロポーザル方式により募集しておりまして、12月3日の審査委員会において、株式会社ジェネッツと協和総合管理株式会社の共同企業体が選定されております。

○川畑委員

ジェネッツと協和総合管理の共同企業体ということになると、業務の割り振りというのですか、そういう何か決まりのようなものはあるのでしょうか。

○(水道) 料金課長

今の段階では、業務提案書の中身でございますが、協和総合管理につきましては検針業務、その他の業務、今までやっていた業務についてはジェネッツが行うことになっております。

○川畑委員

平成24年度までの検針業務はどこでやっていたのですか。

○(水道)料金課長

平成24年度までは、協和総合管理が検針業務を行っておりました。

○川畑委員

ジェネッツと別に、検針業務だけを協和総合管理に市から委託していたということですか。

○(水道)料金課長

徴収業務委託とは別に、協和総合管理に検針業務を委託しておりました。

○川畑委員

今まで別々の二つのものが、共同企業体によって一つの委託になったというのとらえ方でいいですか。

○(水道)料金課長

そういうことでよろしいと思います。

○川畑委員

水道料金等の業務委託費の問題なのですが、平成22年度から24年度までの単年度の金額は幾らになるのか、そして25年度以降、単年度で幾らになるのか、わかりましたらお聞かせください。

○(水道)料金課長

平成24年度は別々に委託しておりましたので、徴収業務の委託料と検針業務の委託料を足した金額で申し上げますと、9,195万9,000円となっております。25年度以降は、単年度で1億363万5,000円となっております。

○川畑委員

要するに、検針料も含めると9,195万9,000円になると。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それにしても、委託業務の金額が若干増えていると思うのですが、約1,000万円ぐらいですか、増えた業務内容というのはあるのでしょうか。

○(水道)料金課長

増えている部分は1,167万6,000円となっておりますが、基本的にこの徴収の委託業務は平成21年度に算定されたものでありまして、その部分につきまして、給料と社会保険料のアップによるほか、現在、市で行っている業務が移管されることに伴い、費用が増えているものです。

○川畑委員

総体では大して増えていないということですか。

○(水道)料金課長

人員等を除けば基本的に賃金と社会保険料のアップぐらいであり、約300万円増となっております。

○川畑委員

◎給水停止について

次に、給水停止状況について質問します。

業務の委託範囲は、窓口受付業務など、10項目ほどあるようですが、その中で未納整理業務、給水停止業務がありますが、これらの業務の内容について説明していただけますか。

○(水道)料金課長

未納整理業務ですけれども、私どもは、督促状にある納付期限後、交渉に入るのですが、電話、訪問などによる支払催促、納付相談、交渉記録の入力が未納整理業務となっております。

給水停止業務につきましては、督促状にある納付期限後6か月以降に始まるわけですが、給水停止予告書の対象リストの作成から給水停止開始までの業務を分けて出していく形になっていきます。

○川畑委員

今、おっしゃった給水停止業務について、どのような経過で給水停止に至るのか説明していただけますか。

○(水道) 料金課長

先ほども申し上げましたけれども、督促状の納付期限後6か月間を経過しても、基本的に連絡の全くとれない者に対して、リストを受託者が作成して、その後、水道局で交渉記録の入っているシステムを一件ずつ確認して決定します。そういうことによって予告通知書は発送いたしますが、予告発送から20日間後、まだ連絡のとれない者に対しては、最終通知となりますが、通告書というものをしております。その10日後に給水停止という処分になります。

○川畑委員

通告書は郵送されるのですか。

○(水道) 料金課長

通告書につきましては、基本的には臨戸といいますか、個別に訪問して、なるべく手渡しするようにしております。

○川畑委員

その通告書については、訪問して渡す前に、6か月間の期間があるわけです。その間に、未納者に対しては、状況も把握しながら納入を促進させるということですか。

○(水道) 料金課長

基本的には、その6か月間以内を交渉期間としておりますので、その期間内に文書等や、直接会って納付相談をしながら、その方の生活状況を把握しながら、最終的にはその予告を出すか出さないかを判断しております。

○川畑委員

業務委託前の平成21年度と、委託後、22年度から委託されているので、23年度の給水停止状況についてお聞かせいただきたいのですが、予告通知件数と処分件数についてお聞かせいただけますか。

○(水道) 料金課長

予告通知件数と処分件数でございますが、平成21年度は、予告通知件数が2,883件、処分件数が474件でございます。23年につきましては、予告通知件数が2,971件、処分件数は506件となっております。

○川畑委員

平成23年度のほうが、単純計算でいくと、予告通知件数が88件、処分件数が32件増えているのですが、これには何か特殊な事情があるのでしょうか。

○(水道) 料金課長

この2か年の比較では増えている形にはなっているのですが、年度を追っていきますと、件数に結構波がある実態がございます。ただ、委託前と委託後の大きな違いを申しますと、委託前については、この給水停止業務は年2回しか行われておりません。それが委託後につきましては毎月行っておりますので、ある意味重複されている方が原因なのではないかと考えております。

○川畑委員

平成12年に厚生省水道整備課が事務連絡を出して、真に生活が困窮している者に対する機械的な給水停止という事態を回避するために、関係部局との連絡・提携体制の強化を行うよう、指示が出ていると思うのですが、その生活困窮者はどれくらいいると把握しているかをお聞かせください。

○(水道) 料金課長

交渉記録につきましては、システムにありますので、そこでは個別に確認することはできるのですが、統計的に未納理由を把握できるシステムとなっていないため、数的には把握しておりません。

○川畑委員

データとしては出てこないということですね。

○(水道) 料金課長

統計的なデータでは出てこないということになります。

○川畑委員

先ほど処分件数が506件と聞いたのですが、処分件数506件の中には、生活困窮者で水道料金の支払が困難である人が入っているのかについてお聞かせください。

○(水道) 料金課長

最終的に処分となりました506件につきまして、システムに残っている記録を見ますと、その9割が、処分を受けては支払うという行為を繰り返している、ある意味常連者といえますか、おなじみさんといえますか、そういうことでございますので、未納の理由としましては、支払う意思のない悪質滞納と考えております。

○川畑委員

生活困窮者はその中にはいないということですね。もしいるとしたら、この中にいないけれども、前段の予告通知件数の中でいた場合に、生活支援課と連絡をとって支援するといった対応はとっているのでしょうか。

○(水道) 料金課長

この506件の中身を見る限りは、生活困窮者と見られる生活状況を記録した痕跡はありません。

○川畑委員

最後に、予告通知書の中に生活困窮者がいた場合の対応はどのようにされているかお聞かせください。

○(水道) 料金課長

予告通知件数が2,971件で、処分件数が506件、2,400件余りの方が給水停止をしないことになっているのですが、この方々においては、生活困窮者、一度に払えないのだけれどもという納付相談などがありまして、給水停止をやめたものであります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

◎小樽港港湾計画について

代表質問の中で小樽港港湾計画について質問しました。そのことについて、もう少し掘り下げて質問します。

まず、確認ですけれども、この港湾計画改訂については、今、ワークショップが行われています。それが7回行われていて、来年2月を目途に提言書をいただくということです。それと並行して、「再開発に当たっては将来的には既存物流機能の移転が必要となることから、今後、市と港湾業界関係者とで構成する小樽港研究会において移転先の検討を行う」ということですから、これは並行して行われるということですね。

そして、いつこの港湾計画が実現しますかという質問に対して、「小樽港港湾計画に位置づけた後、再開発事業に着手できる環境が整ったものから段階的に整備を進めてまいりたいと考えております」ということです。

まず、港湾計画ができて上がるのは、順調にいつとお考えでしょうか。

○(産業港湾) 事業課長

現在進めております港湾計画改訂事業ですけれども、今のところは平成27年度での改訂ということで進めてございます。

○鈴木委員

平成27年度で改訂を決めて、その後、環境が整った後ということですから、予算等について、国等と折衝して進

めていくということですね。そうすると、そこからやはり三、四年は最低でもかかると考えてよろしいですか。

○（産業港湾）事業課長

まず改訂をして、それから事業着手する場合には、当然前年度から、国への事業予算要求が必要になります。それから、予算がついて事業着手という流れになりますが、対象となる施設によって何年かかるかは変わります。例えば岸壁であれば3年ぐらいの事業期間が必要だろうということになりまして、これができるまでには改訂で4年、要求で1年、事業で3年というような期間が必要になるかと思えます。

○鈴木委員

ということは、大体平成31年度とか32年度とかということになるのです。

私は市長と外で、いろいろな会議で、小樽はこうなる、ああなるということで、特にこの第3号ふ頭は目玉というか、クルーズ客船を誘致するという事で市民に説明しています。市民も、やはりここに対する期待は大きいです。そういった中で、今言った、順調にいつ32年度ということになりますと、今、現実にクルーズ客船が毎年、若干ずつですけれども増えております。また、その客船に乗っている観光客が使う金額も大きいということで期待も大きい。31年度まで第3号ふ頭をそのままというか、港湾計画が改訂されてから着工するという事で、そこまで我慢していただけるのかということなのです。

私が聞きたかったのは、港湾計画改訂はわかります、そのままやるのだけれども、やらなければいけないというか、最低限この部分はやっていて、一方で今の需要に即することはしなくてもいいのでしょうかという質問だったのですが、その件についてはどうお考えですか。

○（産業港湾）事業課長

今、私どもはクルーズ客船による振興を進めているのですが、昨年、日本海側拠点港に応募した際も、実はこれほど外国クルーズ客船の大型化や日本への配船が早まることは、あの時点で想定はできなかったぐらい、今、小樽港に寄港打診が来ております。こういった背景を考えまして、この再開発計画に盛り込んでいる、大型クルーズ客船対応の岸壁については、なるべく早期に実現していくことを考えていかなければならないと考えておりまして、例えば、改訂ということで、全体の港湾計画の変更の中で考えてございますが、こういった係留施設について、例えば港湾計画の軽易な変更という手法があるのですが、こういったことにより現計画に位置づけて早期に事業を着手できないかということについて、今、検討しているところでございます。

○鈴木委員

港湾計画としてはしっかりと全体的な像はつくっていただきたい。一方で、今言った早期に対応しなければいけないもの、全体的な港湾計画をだめにするようなつくり方はもちろんだめなのですけれども、その中の一部として、今どうしても先に進めたほうが小樽観光といいますか、第3号ふ頭にとって有益なことはやはりやっていただきたいのです。ですから、今、お聞きして、岸壁工事については早急にというか、もう三、四年ということではよろしいのですか。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画の軽易な変更でということの説明させていただきましたが、これについては、今、検討している最中でございまして、軽易な変更ですと、一般的に大体1年で手続が済んでしまうということになります。その後の事業着手の関係につきましては、いろいろと詰めていかなければならないこともありますけれども、今、改訂に4年かけているものを1年ということになりますので、その場合は最低でも2年ぐらいは早まって事業着手していけるのではないかと考えてございます。

○鈴木委員

広報おたる11月号に、第3号ふ頭及び周辺再開発ワークショップの案が載っておりました。ゾーンの中には、先ほど山口委員の御質問にもあったのですけれども、民間資本の導入ということが出ました。これは分区の話ですけ

れども、今、港の部分は商港区です。そしてDゾーンは市長が指定する区域に丸々入っています。そういった分区について、普通は、港湾計画がある程度できて、国土交通省に申請して、そして直すというのが大きな流れでしょうけれども、例えば第3号ふ頭を再開発して客船をたくさん入れる、そこに、先ほどのコンベンションではないですけれども、ホテルやいろいろな飲食店など、民間が投資したいといった場合、今はできません。そういうことを含めて、せっかくの民間投資を逃がすことにもなりかねないので、柔軟な対応ができるのかどうかをお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

分区についての御質問ですけれども、港湾計画の土地利用計画に基づきまして、現在、工業港区などを定め、分区の指定をしているところでございます。現在の分区は、平成8年11月に制定されまして、その後、3回の変更をしております。港湾計画の改訂又は変更に応じた形で、分区はスムーズに変更していくものではございますが、港湾を取り巻く情勢や、周辺の土地利用の関係など、そういうものを勘案した中で一部変更をしてきた経緯もございます。そういうことから申し上げましても、新たな港湾計画の内容を、手続として進んでいなくても、内容を踏まえた中で、新たなニーズがあった場合については、変更などを検討していきたいと思っております。

○鈴木委員

今の御答弁を要約すると、もし民間投資で有益な部分があったとしたら、分区の変更も含めて検討すると、その時点で検討して、よければ分区を見直すことも視野に入っているということですね。

○（産業港湾）管理課長

隣接している地域につきましては、運河周辺の部分ですが、無指定区域、また、先ほど委員がおっしゃった商港区ですが、市長が指定する区域などが隣接する部分になります。そういう部分を勘案しまして、変更などを考えてまいりたいと思っております。

○鈴木委員

そういう意味では、やはり柔軟にというか、確かに港湾計画としてはしっかりと先を見据えてやっていただきたいのですが、やはり今言った即応といえますか、今抱えている現実というのか、先ほど言ったように、例えば客船にどんどん来港していただきたいのであれば、やはりある程度即応して手を打っていかねばいけないと思います。ですから、そういうところは柔軟に、今のようにしていただきたいという思いがありますので、その件については、市長がメーンに据えている第3号ふ頭でございますので、お考えがあれば御答弁をお願いします。

○市長

港湾計画について、少し前倒しで何かすることができないかということですが、今、議論しているところでございます。

課長から答弁させていただきましたように、経緯というか、1年ぐらいで変更ができるというようないろいろなものもあります。今、進めている計画は、委員がおっしゃるように、平成27年度、28年度ぐらいまでかかって、さらにそこから事業ということになると、かなり遅れてしまいます。何度も話をさせていただいているように、本年はクルーズ客船の寄港が20隻で、来年は、今はっきりしているだけで言うと20隻までいっていませんけれども、ただ、御質問にありましたように、船がかなり大型化してきていることが言えるのです。今はっきりしていることは、七、八万トンの船が寄港したいと言っておりますし、26年になりますと13万トンクラスのクルーズ船が来たいということですから、とりあえずは、今、勝納ふ頭を整備していきながら、あわせて第3号ふ頭を整備を進めていきたいと思っております。せっかくそういうオファーというか照会がある中で、何としても小樽港に来ていただきたいという思いですので、そこと今の整備の部分とうまくバランスをとりながら進めていきたいと思っております。

それから、第3号ふ頭については、今、申し上げましたように、軽易な変更は早くやっていく、計画の中で少し時間、期間のかかるものもできるだけ前倒す。ただ、これも財政との絡みがありますので、そういったことなども

にらみながら進めていかなければいけませんけれども、この整備については、過疎債なども比較的活用できるという話もあります。

それから今年度、中国、韓国、日本の3国の北東アジア港湾局長会議を小樽で行わせていただきました。こういった中で、国土交通省港湾局、北海道開発局港湾空港部といったところともかなりいろいろとコミュニケーションを図っております。そして、何といたっても昨年、外航クルーズの日本海側拠点港に選定いただきましたから、そういう意味からいうと、国の財政的な支援もいただけるものはいただきながら、何としても早く進めていきたいと思っております。今後いろいろと努力していかなければいけない部分がたくさんあると思いますけれども、頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく御支援いただければと思います。

○鈴木委員

ぜひともよろしくをお願いします。

◎小樽観光振興公社について

次に、同じ船でも、夏場に小樽観光振興公社の屋形船に乗せていただきました。40名ほどで宴会をやらせていただきました。そのときのことですけれども、観光振興公社の中で、この屋形船ではないのですが、今、オタモイ航路、祝津航路の遊覧船の調子がよくないというか、大変厳しいという話を聞きました。私としては、オタモイ観光、祝津観光、やはり小樽は海のまちでございますので、友達が来るとよく勤めるのですけれども、ぜひともそれは続けてやっていただきたいと思っているところで、何となく存続が難しいようなニュアンスも言っておりました。小樽市は観光振興公社の筆頭株主であります。そういった中で、このことについて、まずどう把握されているかをお知らせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

小樽観光振興公社の観光船事業でありますけれども、今おっしゃったように、オタモイ号と祝津号の2隻が運航しておりますが、昭和51年に新造されまして、中古で57年に購入し、実際もう30年運航していますので、かなり老朽化しているという認識であります。

○鈴木委員

確かに、そういうお話でした。このままでは、先ほど言ったように、あと数年でこの船も厳しいという話をされていたのです。そういったことを含めまして、本来、小樽市に頼むことなのかどうかはわかりませんが、修学旅行で乗船して、パンくずを投げて、カモメが追ってきてという体験はなかなかできないのです。私としては、ぜひとも継続的に残していただくような方向は考えておられるのかということをお聞きしたいのです。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

観光船事業ですけれども、私どもは小樽市観光基本計画を平成18年度につくりましたが、この中で「海を感じさせるまち・おたる」ということで、観光資源として海を活用するようということを推進しているところでございます。その中で、オタモイ・積丹クルージングなど、海の魅力を体験できる機会を提供できるように努めますということをやっており、海上観光を小樽観光になくてはならないものとして考えておりますので、この事業の継続について何とかやっていかなければならないし、公社の筆頭株主でございますので、観光振興室もこれに合わせて何とかできるようにということで今考えているところでございます。

○鈴木委員

ということは、支援体制といいますか、財政的な支援などいろいろと、経営的にはそれほどもうかっている会社ではないとはもちろん思うのですけれども、そういうことも含めてお考えなのか最後にお聞かせください。

○副市長

確かに、観光振興公社の観光船はあと何年もつかわからない船だと聞いております。下から危ないという状況も聞いて、直していることも聞いております。

公社ですから、第三セクターということで、何らかの形で支援しなければ、たぶんあの船はなくなるだろうと思っております。支援の仕方を今、検討しているところです。例えば、出資という形もあるでしょうし、屋形船のように買って運営してもらうという形などいろいろな形があると思うので、その辺については今、検討しているところですから、もう少しお待ちいただければと思います。

○酒井委員

それでは、1点だけ質問させていただきます。

◎美術館について

美術館の市民ギャラリーの使用について伺います。

初めに、ここ近年の募集数の傾向について、年2回、使用申請の募集をされているかと思いますが、4月と10月だったと思うのですが、その辺も含めてお聞かせください。

○（教育）美術館副館長

美術館のギャラリーですけれども、市民ギャラリーと多目的ギャラリーとなっているのですが、上半期、下半期、それぞれ半年前に受付を開始するという状況でございます。再整備が行われたのが平成22年度ですけれども、23年1月から今の新しいギャラリーが利用できるようになっております。

利用の団体数について、数字だけ話をさせていただきますが、整備前は3階にギャラリーがございまして、22年度上半期で27団体、下半期は新しいギャラリーの分が入りますが、15団体、23年度が、上半期で30団体、下半期で20団体、したがって42団体だったものが、昨年度新しくなしまして50団体に増えたということになります。そして、今年度上半期が32団体、下半期は今まだ途中ですけれども、15団体、この後も入るでしょうから、もう少し数が増えると。そして、既に25年度の上半期の受付が始まっております、現在、既に37団体で埋まっているような状態でございます。

○酒井委員

増えていっていると思うのですが、増えていっている要因などについては、どのように認識されているのでしょうか。

○（教育）美術館副館長

今まで3階にあったギャラリーが新しく1階で整備されたということで、今までギャラリーが二つ使えたものが、同時に3団体が使えるようになったこと、そして、大変新しくきれいになって、照明なども非常に整備されたということが、利用者にだんだん浸透していった成果かと思っております。

○酒井委員

まさにそのとおりだと思います。まず新しくなったということもあるのですが、使いやすくなったということが一番の要因ではないかと思えます。

それで、このギャラリーですけれども、たぶん容量が決まっていると思うのです。何団体ぐらい入れるという容量があって、今回、どんどん増えていくと、例えば何か募集をかけて、くじ引きではないですけれども、そういう割当ての作業があったと思うのですが、その辺についてはどのような形で決めているのでしょうか。

○（教育）美術館副館長

上半期、下半期、それぞれ半年前ということで、4月初め、10月初めに募集がスタートするというのですが、ちょうどその日にかなりの団体の皆さんがその場にいらっやして、その中で話し合いを基本にしながら決めているという状況でございます。くじ引きでその順番を決めるということではなく、実際には同じ日程に幾つもの団体が希望されるということもあるものですから、例えば3団体がぶつかったら、その3団体の中でどうするのかということをお話し合っていていただいております。話し合いだけでは決まらない場合には、その中でじゃんけんやくじ引

きということもございますし、三つに分けることができるのであれば、話し合いの中でそれぞれのスペースをうまく利用していただくという形で進めております。

○酒井委員

話し合いが基本として行われているということですが、結局、美術、絵もそうでしょうけれども、例えば季節的なものもあるでしょうし、時期的なものもあって、やはり重なるということは今後避けられないと思うのです。そのときに、例えば絵をかいている方の、絵をかく楽しみと、展示して皆さんに見てもらう楽しみ、二つの楽しみがあって、絵はかいたけれども展示はできなかったということになれば、やはり寂しい気持ちになってしまうので、できれば代替ではないですが、そこでもし入れなかった場合、例えばほかの施設で展示していただくことも勧めていただきたいのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○（教育）美術館副館長

来年度の上半期につきましては、実際に三つのギャラリーを全部使ったとしますと、23こま存在します。ばらばらで使えば、これの掛ける3こまになりますけれども、実際には全面を使いたいという団体が非常に多く、40団体から希望がございました。このままですと、当然なかなか入れない部分がございます、その調整の中で、最終的に利用できたのは37団体でした。ですから、3団体が残念ながら来年度上半期については利用できなかったという状態が起きております。

私どももこの状態を何とかできればと思っているのですが、まず、1年間を通して効率的にギャラリーの利用が進むと非常にうれしいというのが私どもでございます。実は、上半期の夏から秋にかけての利用の希望が非常に多いので、逆に下半期、冬場は非常にすいている部分もございます。ですから、そういう日程で問題がないのであれば、ぜひともあいている冬の時期に使っていただきたいというのが、一つ目のお願いと思っております。

そして、やはりどうしてもその時期でなければという団体もたくさんあると思いますので、市内にあります、例えば運河プラザや産業会館といったところを、そういった団体に、もしギャラリーが利用できなければお知らせしたいと思っておりますし、市内にはほかにも幾つか民間のギャラリーもございますので、そういった情報収集を美術館としてもしていきたいと思っております。

○酒井委員

やはりこれからもっと増えていくと思うのです。それは最初に言ったように、やはり利用しやすいという部分で、その団体の方々の口コミでこれから増えていく傾向にあると思うのです。1年を通してという美術館の思いも確かにわかるのですが、時期的なもの、季節的なものが重なることは、どうしても避けられない部分ですので、その代替の会場をぜひともつくっていただきたいということがまず一つあります。

そして、展示の際の運搬作業というのがたぶんあると思うのです。それはどのようになっているのかお聞かせいただけますか。

○（教育）美術館副館長

今回の文学館・美術館の整備におきましては、実は手宮線側にかなり変わった形のオープンスペースをつくっているのですが、そこに車を入れることができますので、手宮線側の入り口のほうに車をつけていただければ、あとは台車に乗せるなどして作品を運搬していただくことができるようになっております。日銀側に、正面玄関になっているのですが、こちらに階段がございます、運ぶには大変ですけれども、実際、美術館のこういった状況が利用者になかなか伝わっていない部分があるようなので、今後ともその辺の、搬入しやすい入り口があるということは周知していきたいと考えております。

○酒井委員

まさにおっしゃったとおりで、そのことがなかなか浸透していない状態なのです。先ほども言いましたけれども、利用者が今後増えていくのに重なって、例えば階段を上って作品を落とすというような事故にもなりかねませんの

で、やはり使いやすいスペースで改築していただいたので、それを使っていただくように周知徹底していただきたいと思います。

そしてもう一つ、ギャラリーの件について、代替のギャラリーも用意していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○上野委員

それでは、私からは、1点、質問させていただきます。

◎卒業式・入学式等の儀式的行事のあり方について

我が党の濱本議員が何度か質問している内容ですけれども、本年第2回定例会におきまして、教育長が濱本議員の質問に対してこのように答弁しております。「私としては、卒業式などの儀式的行事は厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われることが重要であり、一般的な慣習に基づき、常設されているステージを使用し、国旗をステージ正面に掲げ、国歌斉唱時の伴奏については会場の放送設備を使用することが自然であると考えております」と御答弁しておりますが、改めて卒業式、入学式などの儀式に関しまして、今の御答弁をもう一度、改めて教育長のお考えを聞きたいと思います。

○教育長

第2回定例会でも答弁しましたとおり、学習指導要領に基づいた儀式的行事ということで、できればどの学校でも同じようなやり方で、ステージを使って、国旗を掲げ、放送設備を使って国歌を斉唱する、これは小樽のどの学校に行ってもそういう方針でやるというのが望ましいと考えており、その考え方は今も変わっておりませんし、今後ともその方針に基づいて各学校の指導に当たってまいりたいと考えております。

○上野委員

改めてお考えを聞きましたけれども、それでは具体的な中身につきまして、第2回定例会のときに、ステージを使っていない学校が、小学校で13校、中学校で6校ありました。そして、放送器具につきましても、ラジオなどを使っているところが約半数ということでございました。市旗につきましては、これは国旗ではないのですけれども、小樽市の旗ですが、式のしおりへ掲載、掲揚しているところを除いて、していないところが11校あったという御答弁でしたけれども、これにつきまして、教育委員会ではこれまでどのような指導を、今の教育長の考えに基づいてされたのかをお聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

市教委のこれまでの国旗・国歌の適切な実施に向けた指導についてでございますが、先ほども教育長が述べましたとおり、学習指導要領に基づきまして、卒業式・入学式における国旗・国歌の適切な実施については、校長会等のさまざまな機会を通じまして継続的に指導しているところであります。とりわけ、年間を通じて、早い時期から校長の方針を教員にしっかりと示して、そしてしっかりと理解していただきながら、学習指導要領にある適切な実施ができるように繰り返し指導していただきをお願いしているところであります。

具体的には、これからのことでもありますが、今回、10月に教育課程にかかわる道教委の調査がございました。その中で、卒業式・入学式での実施にかかわっての実態や状況についてのデータも把握しております。もちろん、今年の卒業式・入学式の状況についても、我々としても把握しております。そういうことを踏まえまして、これから学校訪問を行いまして、それぞれ個別にしっかりと指導・助言をしていきたいと、繰り返し行っていきたいと考えております。

○上野委員

今、個別に指導していきたいということでもございましたけれども、具体的に名前が挙がっている学校につきましては、特に重点的に指導されるつもりはあるのか、それとも全学校に画一的な形で指導するのかというところをお

聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

個別の指導につきましては、もちろんこれまでの状況も踏まえまして、先ほど教育長から話があったように、やはりどの学校でもというところをしっかりと実現できるように指導していきたいと考えております。

○上野委員

強い意気込みを今お聞かせいただきましたけれども、来年 3 月になれば卒業式があつて、4 月になれば入学式がありますが、このようなハード面につきましては、事前にチェックをすることができるわけでございます、当日ではなくて。国歌斉唱に関しましては当日ではないとわかりませんが、そのしつらえに関しましては、当然、事前に確認することができるわけでございます。教育委員会としましては、このような学校、今、教育長が統一的去っていききたいという意気込みを語られましたけれども、事前に一つ一つの学校に対して、指導、それまでの指導をするだけでなく、直前にそのようなしつらえができていくかどうかの確認作業などをされるつもりがあるのかお聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

課題のある学校に対しての指導等についてですが、これまでも、これはそれぞれの学校なのですが、それぞれの学校で適切に国旗・国歌を実践するためには、どの時期にどういうことをするのかということ具体的に示していただきながらやっているところであります。

そういう中で、課題がある学校については、例えばステージの使用についてはどの時点で教員に理解を得るのかといった具体的なことについても、そのときそのときでチェックできます。それを踏まえまして、先ほども申し上げましたように、問題があれば、その個別の状況につきまして、各学校に訪問をして、実際に校長と話をしながら、状況も聞き取りながら、指導・助言に努めていきたいと、そういう手法でやっていきたいと思っております。

○上野委員

ということは、最終的に確認されるかどうかについては、御答弁をいただいていたのですが、もう一度お願いも込めて申し上げますが、先ほど教育長が言ったとおりでございますし、私としましては、儀式・儀礼というのは人間形成においてやはり大事な部分でございますし、そこをきちんとやっていかなければならないというところでございます。

前の質問の御答弁をいただくと、来年は、小樽市内の小・中学校では、統一的な形で卒業式・入学式が行われるであろうと願っております。また、もし同じ形にならなかった場合には、なぜそうならなかったのかをしっかりと検証していただけるものと思っておりますが、最後に御答弁をいただいて、質問を終わりにさせていただきます。

○（教育）指導室長

繰り返しになりますけれども、卒業式・入学式につきましては、儀式的行事であり、清新かつ厳粛に行うということが基本でございます。

学習指導要領においては、中身につきましてステージでやる、フロアでやらなければならないといったことは書かれておりません。法的な位置づけそのものは確かにございません。ただ、全国水準、どの学校でも同じように、やはり当たり前のようにやっていただきたいというのが教育長の願いでございますので、私どもも同じように、その部分については委員と同じ気持ちでございますので、ぜひ進めてまいりたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時05分

再開 午後 4 時34分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 7 号、第 8 号、第 10 号、第 17 号、第 18 号及び第 20 号に反対する討論を行います。詳しくは、本会議で述べます。

議案第 1 号平成24年度小樽市一般会計補正予算のうち、海水浴場対策委員会補助金は、市が補助金を出す過程で当初から問題があったもので、賛成できません。

議案第 2 号平成24年度小樽市住宅事業特別会計補正予算の市営住宅管理代行業務は、地方自治法が改正され、指定管理者制度が導入されたことで進められました。

また、議案第 5 号平成24年度小樽市水道事業会計補正予算の水道料金等徴収業務委託については、地方公営企業法によって民間に委託しているものです。代行業務及び業務委託に関する議案については、個人情報の漏えいなどに不安があり、賛成できません。

議案第 6 号平成24年度小樽市下水道事業会計補正予算については、一般会計に28億6,000万円貸し付けながら、資本費平準化債 2 億4,000万円の借入れを行うことは正常な運営とは言えません。しかし、今回の事業経過を見ると事情やむなしと判断されることから、議案には反対しません。

議案第 7 号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案については、現在、小樽市には屠畜場がありません。利用実態がないものに対する手数料引上げは理に合いません。

議案第 8 号小樽市民センター条例の一部を改正する条例案については、地方自治法第244条には、公の施設について「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する」とあり、正当な理由がない限り利用することを阻んではならないとあります。利用料金の引上げで利用が抑制されるおそれがあり、反対です。

議案第20号公の施設の指定管理者の指定についても、議案第 8 号により値上げされる利用料金分を債務負担行為限度額から減額しており、賛成できません。

議案第10号小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案については、市民以外の死者のみ、火葬場使用料を引き上げる差別には賛成できません。

議案第17号小樽市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案については、多大な使用水量設定に基づいた 1 日最大給水量のため、反対です。

議案第18号小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案については、全体使用水量の大部分を占めている地下水利用組合の皆さんが参加できる対策が必要です。また、新たな簡易水道料金設定に当たっては、参加企業の合意や北海道の支援を明らかにする必要があり、これらが不確定のままの決定には賛成できません。

以上、各会派議員の皆さんの賛同を訴え、討論とさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 7 号、第 8 号、第 10 号、第 17 号、第 18 号及び第 20 号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり、熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、鈴木副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。